

金融安定化に関する特別委員会議録

第二十二号

平成十年十月十三日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

- 委員長 相沢 英之君
- 理事 石原 伸晃君
- 理事 藤井 孝男君
- 理事 山本 有二郎君
- 理事 中野 寛成君
- 理事 谷口 隆義君
- 愛知 和男君
- 伊吹 文明君
- 大島 理森君
- 金田 英行君
- 倉成 正和君
- 下村 博文君
- 滝 実君
- 中谷 元君
- 宮本 一三君
- 山本 公一君
- 吉田六左門君
- 渡辺 喜美君
- 枝野 幸男君
- 海江田万里君
- 中川 正春君
- 古川 元久君
- 上田 勇君
- 西川 知雄君
- 西田 猛君
- 木島日出夫君
- 春名 真章君
- 笹木 竜三君

- 理事 大野 功統君
- 理事 村田 吉隆君
- 理事 池田 元久君
- 理事 坂口 力君
- 伊藤 達也君
- 江渡 聡徳君
- 大野 松茂君
- 河村 建夫君
- 佐田玄一郎君
- 砂田 圭佑君
- 津島 雄二君
- 蓮実 進君
- 保岡 興治君
- 山本 幸三君
- 渡辺 博道君
- 上田 清司君
- 岡田 克也君
- 仙谷 由人君
- 肥田美代子君
- 石井 啓一君
- 大口 善徳君
- 鈴木 淑夫君
- 藤井 裕久君
- 佐々木憲昭君
- 濱田 健一君

委員外の出席者

- 局長 大蔵省金融企画 伏屋 和彦君
- 議員 大野 功統君
- 議員 村田 吉隆君
- 議員 保岡 興治君
- 議員 山本 幸三君
- 衆議院調査局金融安定化に関する特別調査室長 藤井 保憲君

委員の異動

- 十月十三日
- 辞任 金田 英行君 補欠選任 下村 博文君
- 辞任 下村 博文君 補欠選任 渡辺 博道君
- 辞任 上田 清司君 補欠選任 中川 正春君
- 同日 北村 哲男君 補欠選任 肥田美代子君

本日の会議に付した案件

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(保岡興治君外三名提出、衆法第一五号)

○相沢委員長 これより会議を開きます。

保岡興治君外三名提出、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案を議題といたします。

この際、本案に対し、中野寛成君外二名から、

民主党提案による修正案が、また、保岡興治君外七名から、自由民主党、平和・改革及び自由党の三派共同提案による修正案がそれぞれ提出されております。

提出者から順次趣旨の説明を聴取いたします。岡田克也君。

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案に対する修正案 (本号末尾に掲載)

○岡田委員 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案に対する修正案につきましては、民主党を代表して、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、金融機関等の資本の増強に関する緊急措置の制度を設けることにより、我が国の金融機能の早期健全化を図ることを目的として、自由民主党が提出したものであります。しかし、その内容は、最終的には国民の税金により担保された公的資金を投入するにもかかわらず、投入の基準や条件がいまいであり、国民に対する十分な説明もなされず、しかも、またしても問題先送りになるという極めて問題の多い法案であります。そこで、民主党としては、これらあいまいな点を明確化、具体化し、問題先送りをやめて思い切った解決を図るため、所要の大幅な修正を施すこととし、修正案を提案させていただくものであります。

以下、修正案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、金融機関に対する資本増強を行うに当たって、行政による裁量ができる限り排除するため、金融再生委員会による株式等の引き受け等の承認の要件を明確に定めることとしました。

第二に、資本の増強を申請する金融機関の自己資本比率の算定において、その保有する有価証券の評価を低価法により行うものとするものとしました。

第三に、著しい過少資本の銀行、国際統一基準に係る自己資本比率が〇%以上二%未満、国内基準に係る自己資本比率が〇%以上一%未満の金融機関については、収益性等に照らしてその経営を維持することができない場合は、金融機能再生緊急措置法に基づいて、金融整理管財人による管理または特別公的管理に移行することとしました。

第四に、預金保険機構が行う借入れ及び預金保険機構債券の発行の限度額について、国会の議決を経た額とすることとしました。

第五に、金融機関の真の経営実態を明らかにするため、金融機能再生緊急措置法の一部を改正し、金融機関の資産査定基準及び引き当ての基準を明確化することとしました。

以上が、修正案の趣旨であります。

自由民主党提出の法案は、行政による裁量にゆだねる部分が多く、不透明な方法による巨額の公的資金の投入を可能とするものであります。しかも、金融機関の真の経営実態を明らかにせず、見せかけの数字に基づいた資本増強を行うことから、その効果は全く不十分であり、またしても問題先送りとなることは明らかです。その上、特に著しい過少資本の状態にある金融機関に対して、当該金融機関の存続が必要と認められる場合には資本増強できることとなっており、破綻した金融機関は救済しないとした金融機能再生緊急措置法と明らかに矛盾するものであります。

これに対し、民主党の修正案は、何よりも国民に対する説明責任を果たし、思い切った問題解決を可能とするものであります。

何とぞ民主党の修正案に御賛同くださいますよ

うお願い申し上げます。(拍手)
○相沢委員長 次に、保岡與治君。

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○保岡委員 私は、自由民主党、平和・改革及び自由党を代表して、ただいま議題となりました金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案に対する修正案につきまして、提案の理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

この修正案は、我が国の金融システムに対する内外の信託を回復することが現下の喫緊の課題であることが与野党の共通の認識であるとの理解のもと、本委員会での審議等を踏まえ、三党派において取りまとめた次第であります。

以下、この修正案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、目的規定に「不良債権の処理を速やかに進めること」を追加するとともに、この法案に基づく早期健全化のための施策を講ずる前提として、金融機関が適切に資産の査定、引き当て及び有価証券の評価等を行うことを法律に明示することとしております。

第二に、原案における情報開示に係る措置をさらに充実させることとしております。具体的には、原案では、金融機能の早期健全化のために講ずる施策の原則として「情報等の適切かつ十分な開示に努めること」と規定しておりますが、これを「情報等の適切かつ十分な開示を行うこと」に改めるとともに、金融再生委員会による経営健全化計画の履行状況の公表を義務化することとしております。

第三に、虚偽記載に対して罰則等を強化することとしており、金融再生委員会は、経営健全化計画に虚偽の事実が含まれていた場合には、この訂正を求めるとともに、虚偽事実の記載に対する罰則規定を追加することとしております。

第四に、原案では、金融再生委員会が自己資本比率の各区分等を勘案して定めた基準に従った経営の合理化、経営責任、株主責任の明確化及び信用供与の円滑化のための方策の実行が資本増強の要件とされておりますが、この要件を自己資本比率の各区分に応じて明確かつ具体的に規定することとしております。

第五に、健全性の優先株式等の引き受けは限定することとし、原則として、破綻金融機関の受け皿となる金融機関及びそれに準ずるもの、急激かつ大幅な信用収縮の回避のために不可欠なもの及び合併等金融再編の観点から資本増強を行うことが不可欠なものを対象にすることを規定することとしております。

第六に、原案では規定されておりましたが、特に著しい過少資本行については、金融再生委員会は自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併または銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択させた上実施するよう命ずるとともに、資本増強を行うことができないのは、地域経済にとって必要不可欠の場合に限定することとしております。

その他、経営健全化計画に株式等の消却のための財源確保策を加えること、経営健全化計画の履行を確保するための措置を規定すること等所要の修正を行うこととしております。

以上が、この修正案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○相沢委員長 以上で両修正案の趣旨の説明は終わりました。

○相沢委員長 これより原案及び両修正案を一括して質疑を行います。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。古川元久君。

○古川委員 民主党の古川元久でございます。一カ月前近くにわたりました、二カ月前近くになりましたら、この特別委員会で、我が国の金融

システムが一日も早く本当に安定するように、その比率の各区分等を勘案して一日も早く、金融システムが足を引っ張ることによって経済状況がますます悪化していくことのないように、そのために万全のやほり措置をとっていく。そういう考えから、与野党とも、党利党略に乗る形ではなく、今回いろいろな議論を行わせていただいたわけでございまして、昨日参議院の方を通過して成立をいたしました金融再生法案、それについては、私たちが民主党もまさに共同責任をとるような形で、責任を共有するような形で破綻後の処理スキームについてはつくらせていただきました。

そして、ある意味で、小淵総理もそれと車の両輪をなすと言われております。この早期健全化スキームが議論をされて、きょうそれが採決されようとしているわけでございしますが、もしこの車の両輪の一方がいわば最初からパンクをしているような状況であれば、これは、せっかくしつかりした金融再生法案という破綻後処理についての一つのスキーム、タイヤというものを一つ一つも、もう一方のタイヤがパンクをしているようでは、走り出した途端にハンドル操作を誤って、せっかく正しい方向に行きかけようとしている日本の金融システムを、また新たに混乱に巻き込んでしまうのではないかと、私はそういう危惧を感じて仕方がないわけでございます。

この質問に入るに当たりまして、この車の両輪について、自民党さんはもちろんその両方に責任を政権党として負われたわけでございますが、平和・改革さんは、まさにこの両輪の部分について、両方共同提案者ということで名を連ねられたわけでございますので、最初に、まさにその両輪について責任を共有することになられた御感想を平和・改革の提出者から一言いただければと思っております。

○坂口委員 前半の再生法のときには、古川先生初め民主党の皆さん方と御一緒にやらせていただきました。めでたく成立したところでございしますが、今回のこの健全化法につきまして、民主党さんの方からの修正案も昨日見せていただいたところでございまして、これはどちらかといいますと破綻処理の方でございますので、民主党さんの理想主義というものが買われて、私は大変それはよかったですのではないかと今思っております。

ただ、今回の健全化法の方は破綻前の金融機関の問題でございまして、かなり現実の経済社会というものに影響されるものでございまして、それだけに、理想的な考え方と現実の経済の動きと両方を見ていかなければならない。そこに私たちの苦渋の選択もあつたわけでございしますが、理想は理想としながらも、やはり現実的な経済の動きというものも無視することはできないということ、私たちは自民党側の修正案を選ばせていただいたところでございまして、

例えば有価証券の低価格の問題にいたしまして、これは民主党さんが御提案になつておりますように、すぐに低価格法なりあるいは時価法なりという方向に向かう方が私たちが実は生きているわけでありますが、しかし、これは生きていく経済でございまして、そのよしあしとは別にいたしまして、またそれが理想的であるかどうかは別にいたしまして、その与える影響、それによって起こるさまざまな変化、そうしたものがあつたわけでございまして、そうしたものを勘案いたしましたときに、やはり、理想は理想としながらも、しかし段階的な改革というものが必要なのではないか、そんなふうなところがございます。

お答えになつたかどうかかわかりませんが、突然の御指名でございましたので、お答えをさせていただきます。

○古川委員 ありがとうございます。

坂口先生の苦悩が今の御答弁からもかなりうかがえます。お気持ちを伺いしただけでございしましたが、次に閉こうと思っております。今提出されております修正案と私ども民主党が提出いたしました修正案と、どういふふうな違いがあつて、どこがすぐれているというふうにとらえられ

るのか、これはどうも早く本当に安定するように、その比率の各区分等を勘案して一日も早く、金融システムが足を引っ張ることによって経済状況がますます悪化していくことのないように、そのために万全のやほり措置をとっていく。そういう考えから、与野党とも、党利党略に乗る形ではなく、今回いろいろな議論を行わせていただいたわけでございまして、昨日参議院の方を通過して成立をいたしました金融再生法案、それについては、私たちが民主党もまさに共同責任をとるような形で、責任を共有するような形で破綻後の処理スキームについてはつくらせていただきました。

そして、ある意味で、小淵総理もそれと車の両輪をなすと言われております。この早期健全化スキームが議論をされて、きょうそれが採決されようとしているわけでございしますが、もしこの車の両輪の一方がいわば最初からパンクをしているような状況であれば、これは、せっかくしつかりした金融再生法案という破綻後処理についての一つのスキーム、タイヤというものを一つ一つも、もう一方のタイヤがパンクをしているようでは、走り出した途端にハンドル操作を誤って、せっかく正しい方向に行きかけようとしている日本の金融システムを、また新たに混乱に巻き込んでしまうのではないかと、私はそういう危惧を感じて仕方がないわけでございます。

てこの提出者となられたのか、その点までちよつと踏み込まれたかと思うのですけれども、今、破綻後処理については理想である、今度、破綻前処理については理想だけでなくむしろ現実をというお話がございました。

確かに、私たち民主党も決して現実を見据えておられないわけではありませぬ。むしろ現実を私たちが一番深刻に受けとめているからこそ、しかも今度の破綻前処理スキームの中では、私たちもその金額だけが前に出まして、五十兆円の枠組みとかそういう金額だけが躍っておりましてので誤解を国民の皆さんにも与えたところがございますが、それぐらいのお金を使つても、金融システムを安定させなければいけないものはさせなければいけない。ただし、一時的とはいえこれはリスクのあることにお金を使うわけでございますから、しかも、もしそこで損が出た場合には、それは最終的に国民の皆さんに負担をしていただくかきやいけない話になる。

そういった意味では、余りに現実——今坂口先生のおっしゃった現実というのは、責任とかあるいは基準とか、今低価格のお話もございましたけれども、そういうふうなスキームの部分も余りあまいにしておきますと、最終的に損失が大きくなつた場合にどう国民に対して説明をするのか。最終的に、これは一時的とはいえ国民のリスクでお金を民間の一企業に投入するということになるわけですから、その大前提といたしましては、ちゃんと国民が納得できるようなそういう枠組みというもの、まさにこれは現実問題として考えなければならぬ問題ではないか、そのように私もは考へておるわけでございます。

そうした点から、私どもも、破綻前処理のスキームにつきましては——破綻後処理のスキームについては、政府案ではだめだということ、先生にも御参加をいただいたわけでございますが、野党三党が協力をして、まさにお役所の力をかりないで、私たち政治家の力で金融再生法案というものをまとめ上げ、それをベースにした金融再生

法が昨日成立した、そういう画期的なことを行つたわけでございます。

しかしながら、今のお話にもありましたように、現実の金融状況として経済状況、そうしたものが大変に厳しい。そうしたものを踏まえて、この金融早期健全化法につきましては、私どもも民主党もまさに修正という形で修正案を出させていただいたわけでございますが、それにもかかわらず、私どもの修正案ではなく自民党さんの出された修正案の方に共同提案者として並べられたわけでございます。

そこで、これは提案者の方々、自民党、もう一度坂口先生、そして自由党の提案者の方にもお伺いしたいのですが、皆様方がお考えになつて、自民党、平和・改革、自由党が出された修正案が私どもの修正案よりもどの点ですぐれておられるのか。私どもは、これは大規模な資本投入をするのであれば、それに具合つた情報開示、そして明確なルールの設定といったものはやはり最低限必要だと思うのですが、そうしたものを提案しております私どもの提案にどうして乗つていただけないのか、その点を御説明いただければと思うのです。

○保岡委員 古川議員が言われますとおり、金融再生法と今度我々が提案いたしました金融健全化法というのはまさに車の両輪で、前者が破綻処理に関する対応、そして今度は存続可能な銀行に対して、今の金融危機に対応し、そうしてまた金融再編という積極的な二十一世紀の我が国の金融を構築する、そういった大きな目的のためにも、今度の施策というものは、制度というものは非常に重要だという点は、お互い認識は変わりないと思ひます。

しかしながら、まず資本増強の対象となります金融機関に、民主党案でいきますと、自己資本比率八%以上の銀行は株式等の引き受けの対象にしないことになっておりますが、これはやはり八%以上の金融機関とはいへ、システムリスクというものを考えた場合には、健全な銀行といへば

もなき倒されるという事態もないわけではない。金融安定化スキームというのは、あらゆる事態に対応する万全なものでなければならぬという意味で、私は、その点がない民主党案については一つの問題がある、こういうふうな思ひます。

それからまた、経営健全化計画というものが今度のスキームの中心的な命題になつて、資本増強を行う際にはそれを提出していただいて承認するということになつていくわけでございますが、これが申請後五年間という長期のものになつております。もちろん、ある程度長期のものも必要であり、再編を急がれる状況の中での健全化計画でありますから、こういう点はどうも少し短期間を想定する必要があるのでないかという点。

それから、健全化計画及び履行状況の公表除外理由が、預金者等その他健全な取引者の秘密を害するおそれのある事項に限定されております。しかしながら、健全化計画というものをしっかりと内容のものとして、これを適切に判断していくためには、申請中のいろいろな情報というものを附属書類その他で出していただいて、それをよく検討して審査する、承認するということが必要でございます。

そういった意味で、健全化計画の中には、それをつかりした内容にすればするほど、場合によっては、申請金融機関の業務の遂行上、不当な利益を与えるような情報の中にはないわけではないと思ひます。そういったものが触れた場合、それが事前に漏えいするということ、当該行の業務にも非常に重大な問題を起すということもありましようし、またシステムリスクが発生するような大きな広がりをつくつてしまふということ、あるいは情報開示についての除外事由というものは、やはり私は必要なことだと思ひます。それから、役員解任命令というものが決められておまして、健全化計画の履行がされていな

いと認めるとき、あるいは優先株式等に対する利益の配当を確保することが困難であると認められる場合、取締役等役員解任を命ずるといふ措置が民主党案にあります。これは株主権との関係で、もう少し慎重に考えた方がいいのじやないかと我々は考へました。

資産の売却命令等については、場合によってはそういうことも、業務改善命令などの一環としてないわけではないと思ひますが、特に一番問題な点は、先ほど坂口提案者からも説明がありました不良資産に対する引き当て率の強制でございます。

これは、御案内のとおり、時価を反映したり、あるいは十分な備えをするために低価格法を採用することは、一つの理想的な考え方ではあると思ひます。いざれそういうもののできるだけ早い機会に我が国も対応できるものでなければならぬと思ひますが、現下の本当に危機的な状況、国民は経済の危機、金融の危機にあえいでいる、こういう状況において、さらに、高い、実態を正確に反映しない引き当て率を強制することは、無用な資金を金融機関にとどめることとさせると同時に、そのために貸し渋りがさらに広がるという危険性があることを考えると、今は何をあつてもこの経済危機を乗り越えるというのを前提にすれば、この強制引き当てというものは今時点においては非常に危険な対応で、そういうリスクを我々は冒すべきではない、そういうふうな考へておるところでございます。

○坂口委員 先ほども少しだけ答弁させていただきましたが、どちらが正しいかと言われれば、甲乙つけがたいと私は思つております。どちらが理想的かと言われれば、私は民主党の方が理想的だと思つておるわけでありまして、そこは、古川先生の御質問だから申し上げるのでなく、心底実はそう思つておるわけでございます。

ただ、それじゃおまえはなぜそこに立つて答弁しているのか、こういうことを言われるわけでございますので、もう少しだけ申し上げなければな

のついでには入れることもあり得る、また八%以上についても一定の条件をつけて入れることもあり得るとして、前の十三兆のときはそこらの基準がなかったのですよ。だから、それでは困るといふことから、単なる衣がえでない、全く質的に違つたスキームだと私は考えておりますので、御了解をいただきたいと思ひます。

○村田(吉)委員 古川先生の御議論につけ加えさせていただきます、また藤井大先輩の御説明につけ加えさせていただきますと思ひますが、昨日の岡田議員の質疑の中でも、破綻に近い破綻周辺部分の問題の処理に当たつて、再生関連法案と今回の法案との関係がどうか、そういう御指摘もあつたわけでありませう。

私どもは、今、藤井委員から言われたように、○から二%、そういう場合については、地域経済が本当に求めるもの、そういうものは存続させよう、しかし、再生関連法案と今回の法案との違いは、前の法案は、再生法は破綻後の処理であるといふこと、そしてこちらは破綻していない金融機関についての資本注入を定めてあるものだといふことをはっきり書いてある。

それから、きょう提出しました修正案の中でも、○から二のケースについては、「当該銀行が特に著しい過少資本の状況にある旨の区分に該当するときは、当該銀行の存続が地域経済にとつて必要不可欠である場合その他特に必要と認められる場合」ということを明記したといふことでございませう。

○古川委員 今のお話の中で、ここだけ確認しておきたい。○は入っているのですか、入っていないのですか、どつちですか。

○村田(吉)委員 その場合も、今申ししたような条件に該当すれば資本注入の該当となる、そういうことだと思ひます。

○古川委員 では○%も入っているといふか、○%といふことは破綻なんではないですかね、それは、答弁されますか。

○村田(吉)委員 これも昨日から議論になつてい

るところであります、今回の法案のケースは、債務超過ではないといふこと、これが六条にしっかりと書いてありまして、それが条件でございませう。

○古川委員 ということは、では○は入つていないといふふうにごつしやることと矛盾するのではないですか、藤井先生。

○保岡委員 先ほど藤井先生が言われたことは、これは恐らく、債務超過にもなつていない資産超過にもなつていない、○という場合は、一般的なケースとして考えればほとんどこの健全化スキームの対象にならないだろうといふ趣旨を事實言われたのだらうと思つております。しかし、法律にはきちつと、今村田議員が言われたとおり、債務超過でない場合、こういうことになつておりますから、○というものも含まれる。

しかし、その場合に、きのうからの議論で、じゃ、いわゆる再生法における公的管理と著しい過少資本に対する資本注入とが重なるケースがあつてあいまいじやないかといふ御指摘が重ねてあるわけでございますけれども、純公的管理というのは全株国が取得するといふケースですね。また、著しい過少資本行で減資を行い、第三者割当てをして、そしてこれを国が引き受ける場合といふのは、実質支配ができればいいので、五〇%を超える場合もあれば、事実上それよりか少ない株式の保有でその目的を達成することができるともあつた。

しかし、いづれにしても、市場経済といふものを大原則とする我が国においては、市場の力、民間の力といふものをできるだけ生かしていく、その上で公的な支援を行つていくといふ基本がありますから、債務超過と資産超過の境の○においても、選択肢が二つあつても、それは危機管理対応、あるいは破綻処理の対応としてすぐれていませう。キームだ、私はそういうふうと思ひます。

○古川委員 鈴木先生がお話しされますと長くならりますが、ちよつと鈴木先生、今週の週刊東洋経

済で、「自己査定に基づく不良債権を自主開示し、第IV分類は一〇〇%、第III分類は七五%、第II分類は二〇%の引き当てをする。その結果、自己資本比率が国際業務をする八%銀行の場合は二%以下、国内業務限定の四%銀行の場合は一%以下になつたら、業務停止して清算に入る。」その御自分でインタビューで答えていらつしやいますね。今みたいなお話でいいのですか、これは。

○鈴木(潮)委員 長くないようにしようとは思ひますが、最初に、きつき藤井提出者が○は入る、入らないと言つた点について正確に申し上げます、確かに、当該銀行がその財産をもつて債務を完済することができない状態でありませうから、債務と資産が等しければ完済できるよ、だから○も入るよ、理屈をこねればそういうことは言えるのです。だけれども、きつき藤井提出者が言つたのはこの法の精神に基づいていられるわけで、著しい過少資本行の場合は、銀行業務の廃止を含めて命令が出せるのです。だから、そういう意味で、ちよつととんとんの自己資本比率○だつたら、当然その対象になるだらうなといふことで答えていたといふふうと思ひます。

それから次に、週刊東洋経済は、これはインタビュを受けたのは大体二週間ぐらい前で、その時点で私の意見を中心にしゃべつたわけだけれども、実は、そのとき私は、第二分類といふのは、アメリカではもつともつと細分化されていろいろなものごつちやに入つておる、本来なら引き当て率一〇%でいいものも入つていれば、一五%でいいものも入つていれば、二〇%じゃなきゃいけないのも入つていられる、ごつちやだよ、だから、こどもも少し細分化していかなくちゃいけないんだといふふうにごつちやに入つておる、本来自ら引

だけども、そこでは非常にステレオタイプ化してそういうふうにごつちやに入つておる、第二分類についてはもう少し細かくやらなきゃいけないと思ひます。その上で、二%あるいは一%未満の自己資本比率については、別に○じゃなくても、二未満、一未満については中身をよ

く見た上で業務停止命令を出して清算させるといふことも大いにあり得ると私は思ひます。それで、この我々が共同で出している案においても、そういう業務停止を含めたさまざまなケースがあつて、そういう命令を出すと書いてあります。

○古川委員 日ごろはきつきと筋を通される鈴木先生の御発言としては、何かきつきは非常に奥歯に物が挟まつたような言い方で、従来から自由党さんは、経営の健全性の確保が困難な金融機関は存続させない、これはきつきとおつしやつてきたわけですね。まさにこのインタビューでもその部分にはきつきとおつしやられる。

小沢党首を初め自由党は、筋を通すのが自由党だ、そういう宣伝でやつておられて、まさに國民で自由党に期待して居る人々も、そういう世論に迎合しなくて筋を通すところ、そこに自由党の支持者があるといふふうにごつちやも言つておられるかと私は聞き及んでいられるわけでございますが、そのかたは筋が、かた過ぎて折れちゃつたのかな、そんな気がいたすわけでございます。

じゃ、これは二週間前だ、状況が変わつたとお話しされましたけれども、今の鈴木先生のお話だと、要は、一%以下のようなところは業務停止をさせるのだ、そういう認識をしておられるといふふうにごつちやでしたが、それで自民党さんもよろしいのです。

○保岡委員 著しい過少資本行の場合は、いろいろな資本充実を命じて、まずみずから努力させて、そうでない場合、資本増強を行うに適當かどうかを判断する場合もありませう、合併とか営業譲渡、そういったことを促す場合も、当事者である金融機関の選択で一応求めて、それが適切であるかどうか判断する、場合によつては業務停止といふ場合もありませう、いわゆる金融再生法に言う公的管理に移行するケースもあつたらうかと思ひます。それはケースによつて判断されるべきものであつたらうと思ひます。

○古川委員 今の保岡先生のお話を伺いますと、

鈴木先生がおっしゃっているような清算に向かうような部分は極めて例外的であるというふうに見ますけれども、鈴木先生、それはいいのですか。

○鈴木(選)委員 保函提出者も、それが原則だなどとは一言も言っていないわけですね。今さらずらと並べられたような方法の中から選択するが、それを見てこれは無理だと思つたら業務停止命令を出すということなんですね。だからケース・バイ・ケースでありまして、それが原則になるか、これはやってみなきゃわからないことですが、要するに、二%未満、一%未満については、我々自由党がかねてから主張しているように、業務停止というケースを含んでいるわけですね。それは、その状況、具体的なケースによつてさまざまあり得るが、私は、業務停止を必ずさせるとは言っていない。含んでいる、含んでいるときさきから言っているわけです。そういう意味では、我々の主張はここに入つたわけでありまして。

○古川委員 三党協議の中で、鈴木先生が、とにかく整理という言葉もだめだ、清算という言葉を使えと。そこまで存続可能でない銀行については原則清算だというふうに主張されておられた同じ先生がこういう御答弁をされるということについて、私も尊敬しております。まさに今の御発言で、大変に残念でございます。まさに今の御発言が本当に、この法律が実際に運用されていく中で、鈴木先生の言われていることが担保されるのかどうか。それは時に判定していただくことになりまして、それが時に判定していただきますが、やはり私は、自由党さんが言つてこられたその原則を曲げてまでこの法案を共同提出された、どうしてもそこについては納得ができません。

金融再生法案については、まさに自由党さんは、存続可能でない銀行についてそれを結局存続させるものになるのだというお話をされたわけですね。それで共同提出にも乗られなかった。それにもかかわらず、この金融早期健全化法については、今おっしゃったようなところについて、かなりの確率、恐らくほとんどが、今のよう極めて

過少資本の一%、〇%近くのものでも実質的には救われてしまう、そういうものでも、清算というものも一手段として入っているから、それで乗つたのだというところについては、もう少しよく考えていただきたかたなというふうに思います。

次の質問に移らせていただきたいと思います。先ほど藤井先生のお話の中でも、今回のこの法案にはかなり、引き当てだとか、法律上でルールがしっかりと明示されているというお話がございました。

しかしながら、この法律案、修正案を見せただけですと、その引き当てについては、三条の二項で「金融再生委員会が金融機関等の有する債権の貸倒れ等の実態を踏まえて定めるところにより、前号に規定する資産の査定の結果に基づき、適切に引当て等を行うこと。」というふうにあります。この号については、第二十一条で「金融再生委員会は、第三条第二項及び第三項並びに前条の規定による権限を金融監督庁長官に委任する。」というふうにあります。

というところは、これはまずその事実関係を確認したいのでございますが、この引き当て率というものは、まさにこれは結局金融監督庁が定めるところというふうに理解してよろしいのですか。

○山本(幸)委員 法律でそのように書いておられます。

○古川委員 ということは、引き当て率等については、金融再生委員会は美態的には金融監督庁に要は丸投げしてしまつておられるわけですね。これで本当に基準が明示されていると言えるのかどうか。

坂口先生に御質問いたしますけれども、とりわけ平和・改革さんは、さきの金融再生法案の協議のときに、こうした公的関与をする、そういうものについては行政の判断だけでなく客観的な第三者の判断とかそういうものが必要だ、だから今の金融監督庁だけじゃなくて裁判所の関与をかませるべきだ、そういうような御主張までされた。そういう意味では、今の行政機構にこういった

ものの権限を任せてしまつてはいけないのではなにか、そういった思想が極めて強かつたのではなにかと思ふのです。

そういう観点からいたしますと、引き当て率をどれくらいにするか、そういったものを金融再生委員会でなくて金融監督庁がすべて決めてしまふ、これは権限が委任されておられますから金融再生委員会が手が出せない、金融監督庁が出したそのままにしか乗れない、そういうことになつてしまつておられるわけですが、それで、平和・改革さんが言つてこられた思想はこの中で生きてくるのでしょうか。

○坂口委員 御指摘のように、できる限り裁量行政が行われないように、ルールに従つたルール行政が行われるように私たちは主張してまいりましたし、この法案の修正に当たりまして、できるだけそういうふうにしてほしいということも指摘してきましたところでございます。ただし、金融監督庁によります基準でありましてか規則でありますとか、そうしたところにゆだねることが多くなつておられることは御案内のとおりでございます。

それで、そこをもう少し何とかすることができないか、もう少しそこを具体的にすることができ得ないかというのを我々も主張してまいりました。しかし、残念ながらさきの再生法案の方もゆだねてしまつておられるものもまたおかしうするか、そこがたがえるというのでもまたおかしう、一緒にしていかなければならないということもあつて、そしてこういう事態に落ち着かざるを得なかつた。

こういう状況になつておりますことに満足を決してしているわけではございません。もう少しこれは裁量行政のできないようにしていかなければならぬというふうにも思つておられることは事実でございます。いろいろお話をしましたけれども、これ以上進まなかつたというのが事実でございます。

○古川委員 お気持ちはわかるのですけれども、

共同提出者になられるということは、まさに責任を共有されることになるわけですから、そういう意味で、本当にこれで、私たちが出した再生法案のときには、これは金融再生委員会が委員会規則で決めるということになつておりました。今回、私たち、修正案の中でその部分をまた修正をして、引き当て率については法律で定めるといふ形で出させていただいているわけでございますが、そういう意味では、本来責任を共有するといふことであらば、そこについてまで考えられるのがやはり筋ではないのかな。

私も、平和・改革さんとはここまで一緒にやらせてきていただきましたので、そういう不本意な形で受け入れられて、それで責任だけおつかふされる、そういう状況に至られるのは、一緒に苦労をともにした仲間といたしまして大変に心配な気がいたしますので、申し上げるわけでございます。まさに、引き当て率のところにつきましても、今おっしゃつたようなところ、これは監督庁に完全に権限が委任されておられますから、再生委員会は全く口が出せないということになつてしまつたわけですね。ですから、このところは何とか提案者であるわけですから、これは修正するとかそういうような御発言まではできないのですか。

○坂口委員 初めは、適切な資産の査定でありますとか、あるいは引き当てでありますとか評価の文言としては入つていなかったわけでございます。何とかしてこの法律の中に言葉を入れて、そしてある程度法律で縛る、できる限り法律によらなければならぬようにできないかというので、いろいろと交渉した。

初めはなかつたわけでございますが、この辺のところは、この金融機能再生緊急措置法案の、法案じゃないです、もう通りましたから法ですね、法の「第六条第二項に規定する基準に従ひ」適切に資産の査定を行うこと。」というふうに一応ここに文言として入つてきた。これは一歩前進だ

共同提出者になられるということは、まさに責任を共有されることになるわけですから、そういう意味で、本当にこれで、私たちが出した再生法案のときには、これは金融再生委員会が委員会規則で決めるということになつておりました。今回、私たち、修正案の中でその部分をまた修正をして、引き当て率については法律で定めるといふ形で出させていただいているわけでございますが、そういう意味では、本来責任を共有するといふことであらば、そこについてまで考えられるのがやはり筋ではないのかな。

うか。
○山本(幸)委員 おつしやるとおりだと思いま

す。
○西川(知)委員 そこで、もう一個やりたいんですけれども、私、よくわからない。わからないというか、法律の解釈としてちよつと混乱を起しているんですけれども、前の再生法第六条と七条、これは、資産査定とこの公表について規定をいたしまして、金融再生委員会、または、これができ

るまでの間は総理府令、労働省令もありますが、そこではいろいろな資産の査定の方とか資産の査定

の公表の仕方、これを書いていくわけなんです。これは私も提出者の一人となつていましたので、私の理解では、この主務省令において、例えば有価証券をどういうふう

に査定するか、評価するかというふうなところに頭では理解してはいたんですが、さっきの山本幸三議員のお話ですと、今度の新しい法案において、二十一条で、権限が再生委員会から金融監督庁に委任されている、これは金融再生委員会

で定めるもので、金融再生委員会が定めるものと、金融監督庁に委任されているものと、例え

ば有価証券をどういうふうな査定するか、評価するかというふうなところに頭では理解してはいたんですが、さっきの山本幸三議員のお話ですと、今度の新しい法案において、二十一条で、権限が再生委員会から金融監督庁に委任されている、これは金融再生委員会

で定めるもので、金融再生委員会が定めるものと、金融監督庁に委任されているものと、例え

ば有価証券をどういうふうな査定するか、評価するかというふうなところに頭では理解してはいたんですが、さっきの山本幸三議員のお話ですと、今度の新しい法案において、二十一条で、権限が再生委員会から金融監督庁に委任されている、これは金融再生委員会

で定めるもので、金融再生委員会が定めるものと、金融監督庁に委任されているものと、例え

し、そういうことをやらせた方がいいと判断することもあり得るということ、同じように権限の委任の規定も入っているわけであり

ます。
○池田(元)委員 西川委員にお答えします。これはきのうの党首会談でも私の方から申し上げたことですが、今おつしやるように、大事な、一番大事なところ、評価について、金融再生委員会

が定めるところにより、適切な云々、そして二十一条では監督庁に委任ができるということになっておりまして、ここに規則で定めるといふことも書いてありませんし、極めてあいまいで大変問題のあるところだと私は思います。この修正案の一つの大きな問題点がここに出ているのではない

か。
私たちは、やはり明確にその基準、西川先生のおつしやるガイドライン、そういうものをはっきり明示的に法律で打ち出すべきであると考えております。

○西川(知)委員 そこで、自民党のどなたでも結構なんですけれども、お尋ねしたいのですけれども、前の再生法案ができたときに、どうやって情報公開をしようかということに、国際会計基準を勘案してやりますよということをやっているわけなんです、その話はまだ生きていますので、どうか、そのまますべてのものを、保岡委員、いかがですか。

○西川(知)委員 そうすると、金融再生委員会が定めるところにより、その有価証券その他の資産を適切に評価すること、こういうふうな今度の法案では書いてあるのですが、これは提案者として、今の覚書とそしてこの文章の「適切」というところを見て、どういふふうな基準で金融再生委員会にこういう規則をつくれというふうにおつしやるのでしようか。ちよつと立法者の意図だけ山本幸三議員にお尋ねしたいと思つて

○保岡委員 この三条二項は、金融再生法による六条、七条を受けて規定されております。そこで、適切な資産評価であれ、引き当てであ

れ、有価証券の評価であれ、これは金融再生委員会が定めるところによつて、具体的にはその基準等は、監督庁で委任された権限のもとに法律的には責任を持って決めていくものと思つて

○西川(知)委員 なかなか難しい問題で、御答弁しにくいと思つて、答えがよく私は正確に理解できないのですが、いづれにいたしましても、今皆さんにお配りした「情報公開に関する平和・改革の提言」ということで三つ挙げております。

一つは、金融再生委員会が、金融機関が適正な引き当てをなすために必要な引き当てのガイドラインを作成し、これを公表するものとす。二番目は、金融機関は、自己査定をするに於いて策定した引き当てのガイドラインを公表する。三つ目は、金融再生委員会が定めるところにより、その有価証券その他の資産を適切に評価するときに、国際業務を営む金融機関については、特に国際会計基準に基づき適切に評価すること。こう三つ提言しておりますが、先ほどの御答弁で、私の理解しておりますところは、自民党の方もそれから民主の方もこの三つの提言には賛成していただ

けです。ですから、西川議員が御指摘のように、国民の理解を得る、そして国民みんなで新しい金融を二十一世紀に求めていく、そしてこの大変な経済状況、金融危機状況を克服する、国を挙げて頑張るという意味では、国民の理解を求める意味で情報の公開が極めて重要であるということは認識しております。

ただ、例えば、先ほども申し上げましたとおり、取引の具体的な内容とか、あるいは合併が予定されている場合とか、そのことが発表されることによつて当該行の業務が影響を受けるとか、あるいはシステミックリスクにばんとはじけるようなケースもないではない、そういう限定的な判断でやはり例外事項も大事にする必要があると思っております。

○西川(知)委員 では、限定的に解釈するということが御答弁いただけましたので、私の質問を終わります。

○相沢委員長 これにて西川君の質疑は終了いたしました。

次に、西田猛君。

○西田(猛)委員 自由党の西田猛でございます。この金融機関に係る早期健全化方策について非常に重要な議論がここところなされてきました。そして、本修正案をまとめるに至りました関係者の皆様方、また対象をお出しになりました野党の皆様方にも、御芳苦に対し心から尊敬を申し上げます。

そこで私お聞きしたいと思ひますのは、現下の我が国が直面している経済危機、それから金融危機に対処するために必要な視点というものは、幾つもあると思ひますけれども、そのうちで最も重要なものが二つあると思ひます。

そのうちの二つは、どうしてもやはり我が国発の、日本発の世界恐慌というふうな事態を招いてはならないということが一つでございます。それから第二番目には、この難問を先送りしないで、今まで先送り先送りしてきたこととございませぬけれども、もうこの時点からは先送りをしな

で、かつスピードを持って、我が国の金融システム、金融業界と申し上げてもいいと思ひますけれども、それそのものを本場の市場競争ができるようにする。そしてまた、消費者本位のサービスを提供することができるといふふうにするために徹底的に構造改革を行うという、この二点ではないかなというふうな思ひついでいる次第でございます。

その意味で、私たち自由党は、さきに提出されました金融再生法案の修正案につきましましては、残念ながら賛成することができなかったわけでございます。なぜならば、いろいろと議論はあると思ひます。なぜならば、あの金融再生法案、参議院で終わりましたので金融再生法と呼びますけれども、それは、実は、かつて金融危機安定緊急措置法にありましたいわゆる十三兆円のスキームが潜り込まれておりました、どうしてもやはり税金というものを破綻した銀行に投入するシステムが残されていたからでございます。

私どもは、やはり市場競争というものを第一義的に考えなければいけない。もちろん、いろいろな委員、理事の方からもお話がありましたように、市場の失敗というものは時としてございませぬ。しかし、市場の失敗を原則として考えられない市場原理を原則としなければならぬと思ひます。そして、その中で、破綻した銀行については、明確にこれはもう破綻だということを宣明して、そしてそれについては清算を行っていくということが重要なのであると主張しておりますし、そのことがやはり正しいのだと思ひます。したがって、我々は、この金融再生法については、残念ながら賛成することができなかったわけでございます。

しかしながら、今回の、今審議されております金融早期健全化法の修正案につきましましては、いわゆる早期健全化勘定の資金、このお金、これはいわゆる金融再生法におけるこの資金とは異質なものである、全く質を異にするものであるというふうな私は考えています。

なぜならば、これは公的資金という言葉がよく使われます。けきの新聞などを見たりも、今回の早期健全化法でも公的資金が使われることになった、それはなぜかといえは、用意された早期健全化勘定が政府保証がついていてという意味においては公的資金だといふ議論がなされておりました。それは確かにそうかもしれませぬ、そう呼ぶのであれば。しかし、それは全くの税金とは違ふのだということを峻別しておかなければならないと思ひます。

といひますのは、そういう意味でいへば、例えば予算を使った公共工事、これも当然公的資金となり、あるいは各種の政府系金融機関を通じて民間機関あるいは個人に配られておるお金、これも公的資金ということになりますので、ありとあらゆるところに公的資金ということが散見されることになってしまいます。したがって、今回の金融機関に対する措置については、税金を直接投入するの、そうじゃないのかというところは峻別しておくべきだし、そして、その対象となる金融機関が破綻しているのかしていないのかということについても、明確に区分しておく必要があると思ひます。

その意味で、我々は、今回の早期健全化勘定の資金は、むしろ公的資金という呼び方はもうやめて、例えば金融改革のための緊急ファイナンスと、これは返ってくるお金でございますから、我々はそのためにこの修正案に新しい条件も付けておきます、後で紹介させていただきますけれども、したがって、今回のお金は金融改革のための緊急ファイナンスとでも呼ぶべきものであるというふうな考えで、この修正案に賛成し、共同提案をしたわけでございます。

今の、現下の日本の金融危機を一刻も早く克服するためには、存続可能な銀行には潤沢にこの緊急ファイナンスを与えて、そして強い銀行をつくり、今弱まっている日本の経済に脈々とした資金を注入してもらって、そして日本の経済を牽引してもらわなければならない。むしろ私は、存続可

能な健全な銀行について、そのような認識を持つておる次第でございます。

この法案の共同提出者となられました自民党提案者の方及び大蔵大臣は、この資金の性質あるいは本法案、修正案の趣旨についてどのような認識をお持ちか、お伺いをいたしたいと思つております。

○保岡委員 今、西田委員の御指摘のように、金融改革、金融危機回避、二つの大きな目的がこの法の趣旨でございます。しかも、かなり思い切つた、決定的に今の金融危機回避を遂行するというか実現すると同時に、また、金融改革をするための力強い岩盤というか、そういったものをこの際にもどうしても築きたいという悲願のこもった仕組みだと思ひます。

そういう意味で、投入される公的資金とはいひますけれども、今まさに西田委員が言われるように、これはファイナンスでございますから、金融危機回避あるいは金融改革緊急ファイナンスというふうな呼び方が一番ふさわしいのかなと、今つくづく思つて伺ひました。

我々の法案も、そういう大事な資金がきちっと回収できるように、存続困難な金融機関あるいは回収が極めて難しいと思われるようなケースには投入をしないという歯どめをしていこうと思ひます。

○宮澤国務大臣 今のおっしゃいますことは、なるほど、大づかみに言えはばおっしゃるとおりでございます。そして、それは基本的には戻ってくる金でございますから、納税者云々というのは実は余り正確な表現でない、そこはわかりました。

今ちよつと議論してまいりましたのは、再生勘定にも実は出しきりでない部分があるはずでございますから、回収される部分がああ、それはちよつと申すだけで、大づかみに言えはばなるほどそうかなど、今お話を伺つておりました。

○西田(猛)委員 大蔵大臣は非常に慎重にさきの法案についても配慮をされて、今のような御発言になったのだと思ひます。

確かに私も、再生勘定における資金が全く返ってこないのだとは申しませんが、返ってくるものも含まれては申すけれども、返ってこないものもあるんだと。他方、今回の早期健全化勘定は、全部返ってくるというのを基本だとしていて、全部返ってこないというの違ひが、我々が前には反対をし、今回は賛成をしたというの違ひであり、今回は非常にクラリファイをしており、これは非常にいいことだと思います。(発言する者あり)

いや、もちろん、それともとも資金が違ふわけですね。再生勘定の中には、税金と呼ばれる部分はまだ残っております。だけれども、今回の資金には全く税金はありませんというのを私は申し上げておきたいです。そこが峻別されることでありまして、再生法とこの早期健全化法は、全く質を異にした体系だということだと思います。

そもそも我が国の金融危機がここまで進行してまいりましたのは、これは少し大蔵大臣のお耳にも痛いことかもしれませんけれども、なぜここまで我が国の金融危機が進行してきたのかということとを考えますれば、まず第一に例えば不良債権の早期処理、それから二番目に銀行の自己資本の充実、それから各銀行がなさなければならぬというビッグパン対策、この三つの大切な事項、イシューを、本来銀行が三つとも同時になすということは非常に難しい、むしろ不可能だということだと思います。

ところが、この三つの事項を、大変だ大変だ、もう金融ビッグパンになってくる、しかしバブル後遺症の後始末はまだできていないというふうな慌てた政府が、同時に今になって急に銀行に押しつけた、それで銀行が困ってしまつて大変な事態になっていくところにも大きな原因があるのだと思うのです。

ですから、本来であれば、不良債権処理、そして自己資本を充実せしめて、それからビッグパンに徐々に臨む、本当の消費者サービスができる銀行になるのだという体系的でスピードのある政策ス

キームを政府が提示して、それを各銀行に実行なさしめるということだと思つたところの、今このようにまで深まつてしまつた金融危機が起こつた大きな原因があるのだと思つています。そのあたりについて、若干のコメントで結構です。大蔵大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○宮澤副大臣 私自身は、この問題の難しさは、片つ方で不良債権の処理をしなければならぬ、同時にビッグパンには対処しなければならぬ、両方がある意味で反対の方向を向いている要素がございますからということをはかなくて言つておりましたので、今西田委員のおっしゃつていらっしゃることは自分なりによくわかつております。実は、不良債権というものは、ずっとたどつていきますとブラザ合意のところまで行くわけでございます。総理をしておりますと、この問題は公的な関与をしないと、公的な支援をしないと行かないのではないかと、公的な支援を申しました。不良債権の方ですが。

もちろん、やがてビッグパンというものが来るという気持ちはありました。ただ、そのときに不良債権の処理をするという話は金融界にも産業界にもお役所の間でもいろいろ理由で受け入れられませんが、かえつて住専の問題というふうなものが出てきてしまつた。

しかし、片つ方でビッグパンの方は待つたなしで時間が参りましたから、全くそういう問題が一緒になつてしまつて、銀行にはリストラクチャリングをやれ、しかし貸し渋りになるのは困るというふうな、非常に難しい問題をたくさん一度に解決する、そこに問題の難しさがあります。またそれに対応する前、今このような立法にも御苦心があつたというふうな考へております。

○西田(猛)委員 しかし、今このような事態に立ち至つてしまひましたので、この経済危機を、金融危機を一刻も早く我が国は脱しなければならぬ

いと存じます。その意味では、今回の金融機能早期健全化法が果たす役割は非常に大きなものが期待されているところでございます。

その意味で、両方の、再生法と今回の法、再生法は破綻のための対処法でございます。この早期健全化法はこれから我が国がどのような金融システムを持つていくのかという法律でございます。その意味で、我々がこの法案に賛成いたしましたのは、むしろ今の日本の経済、金融の緊急事態を考えれば、ある意味で存続できる銀行の中でも、健全でかつ日本経済の牽引役となり得るような銀行にも潤沢な資金をファイナンスして、そしてそれらの強い銀行が民間経済に潤沢に資金を供給してもらつて、そして経済の血脈となる資金で日本経済が大きく発展していくというふうな図式をとらなう、これは緊急事態ですから、幾つかの強い銀行に思い切り日本経済を牽引してもらつて、これからはそれぐらいの政策態度があつていいのだというふうな思ふのであります。

したがつて、今法案では法七条一項五号で、健全な銀行への資金融資について、私はもう資金注入という言葉は使いたしません、資金融資についてある程度厳しい条件を課しておりますけれども、今のような緊急事態を考えれば、健全な銀行についても、強くなつてもらうために、日本の経済を引つ張つてもらうために、より潤沢な資金融資をしていいのではないかなというふうな考へているのであります。大蔵大臣、いかがでしょうか。

○宮澤副大臣 それはまことに同感でございます。委員にはおわかりただけだと思うのですが、実はこの二つのセットの法案をこの九月に、またこの間もルーベントンの話をいたしたときに、呼び方が非常に難しいものから、私は前の方の法案はインソルベンシー・アンド・レシーバーシップ、そういうふうな呼び名にして、今御審議中の法案はリキヤピタライゼーション、そういうふうな呼んで説明いたしました。それは割にわかりやすい説明だと思ひました。委員のおっしゃいますように、本質的にそういうものだと

思ひます。

したがつて、このリキヤピタライゼーションは、將來に向かつて日本の金融秩序の信頼が確保され、そして強い銀行ができて、国民に対して、また国際競争についても強い、そういう意味で、どつちみちおっしゃるようには戻つてくるファイナンスでございますから、前向きに処理をすべきものだと思ふに考へております。

○西田(猛)委員 今大臣がおっしゃいました、金融再生法の方はインソルベンシー・アンド・レシーバーシップなんだと。私はデフォルト・アンド・レイソリューションじゃないかなというふうな思つておられるのでありますが、今回の早期健全化法はあくまでもリキヤピタライゼーション、この精神を持つて今後の政策運営に当たつていただきたいというふうな思ふのであります。

なかなか時間がなないのでございますけれども、対案をお出しになられました、御苦労された民主党的にも敬意を表したいと思いますけれども、今私が申し上げたような、日本経済を再建していくために健全な銀行についても潤沢に資金を供給していくべきではないか、資金を融資していくべきではないかということについてはどのようにお考へになりますか。簡単にお願ひしたいと思います。

○岡田委員 それも一つの考へとしては私はあります。ただ、前提として、どのようにきちんとした資産評価を行うのか、あるいは債権に対する引き当てること、我々の考へ方では、我々の案ではきちんとやりますから、八割のものであつてもちゃんとやれば六割ということもあると思つておられます。しかし、皆さん御提案のものについては、かなりいいかげんな資産査定をしておりますので、実際上は八割といながら六割、五割というものであります。その辺が、もしおっしゃるようなことをやるの

であれば、きちんとした資産査定をまずやるというところがなければ非常にあいまいになってしまつて、おっしゃるような趣旨でやるのか、それとも八分に事実上到達するためにやるのか、はつきりしなくなるということだと思います。

○西田(猛)委員 今岡田委員がおっしゃったところは、まさにある意味ではそのとおり。
ただ、我々が持つております法体系がそういうふうなことになるのかどうかはこれからのことでもございませう。ただ、情報開示というものは、それから資産査定というものは、これが最も重要で、すべてのスタートだということはそれとおりだと思います。

その意味で、最後になりますけれども、修正案の第一条の目的に、不良債権処理を速やかに進めるとともにという文言を加えたこと、それから二条三項、三条二項等で、資産査定方法を法定し、自己資本比率による区分の法定、過少資本行に対する措置に業務改善命令を含んだこと、そして虚偽報告には厳罰を科したということなどが、我々が従来主張していたことでもありまして、この修正案について評価できる点でございまして、すなわち、すべてのスタートは、先ほども話がございましてけれども、情報の開示でございまして、この情報の開示、これがすべてのスタートであります。

大蔵大臣、今後、金融再生委員会所管の特命大臣も置かれるかもしれませんが、大蔵大臣としてこれらの法運営に当たつての御所見を伺つておきたいと思つております。

○宮澤国務大臣 このたびの修正を概観いたしましたとして、今までの案がやいろいろなことが腰だめでございまして、詰め切らないところをきちんと法律で詰めていただきました。
及びデブスクロージャーのことでありますが、これは、デブスクロージャーというものがマストではあります、同時に当事者たちにとつてそれがいわゆる自己防衛である、自分たちのために正確なデブスクロージャーが必要だ、そういうふうな物

の考え方がだんだん熟してくるようには思ひますので、そういうふうにごの法律がまた促進する材料になつていかなければならないと思ひます。

○西田(猛)委員 では、時間が参りましたので、終わります。ありがとうございました。
○相沢委員長 これにて西田君の質疑は終了いたしました。
次に、木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫でございます。本日、政府は、本金融機能健全化法案の成立を前提といたしまして、附則第四条に基づいて、早期健全化勘定に二十五兆円、金融再生勘定に十八兆円、合計四十三兆円の政府保証をつける補正予算を閣議決定して国会に提出する。そして、本臨時国会中に本法案とあわせて補正予算も成立させようとしておるようであります。

本金融機能早期健全化法案は、金融機関の自己責任、自己規律を放棄して、最悪のモラルハザード法案であると思ひます。一つは、何と云つても、金融機関がみずからの乱脈経営でつくり出したパブルの後始末を何の責任もない国民の税金で埋めようとしている問題である。もう一つは、金融再編の名のもとで大型合併を公的資金の後押しによつて推し進める、そして、巨大銀行が国際的な投機的な活動をより促進させることになることとあります。断じて認めるわけにはまいらぬと思ひます。

それを前提にいたしまして、本日、自民、平和・改革、自由の三党から提出された修正案並びに民主党から提出された修正案について、幾つかの点についてお聞きをいたします。
最初は、三党修正案について自民党の提案者の代表からお聞きをいたしますが、公的資金投入対象の金融機関についてであります。

法案修正案によりまして、自己資本充実の状況に応じて、対象金融機関を四段階に区分してあります。健全行、過少資本行、著しい過少資本行、特に著しい過少資本行の四区分であります。具体

的には金融再生委員会規則で定めると法律に書かれておりますが、どのように定めることを想定しているのか。
私から聞きますが、健全行は八%以上、過少資本行は四%以上八%未満、著しい過少資本行は二%以上四%未満、特に著しい過少資本行は〇%以上二%未満、そう想定していただければよろしいですか。

〔委員長退席、石原委員長代理着席〕
○保岡委員 そのとおりでございます。
国内業務については、それぞれの半分というところでございませう。

○木島委員 次に、公的資金の投入の対象となる金融機関の範囲についてお伺いします。
まず、健全行についてであります。公的資金投入の対象となる健全行について、限定はあるのかという質問であります。どういふことかといういは一五%以上の銀行、こういう銀行は、この法律の対象、公的資金投入の対象から外されているのですか、それとも法律にはそういう限定はないのですか。

○保岡委員 法律にはそういう限定を置いておりません。
○木島委員 大変な法律だ。どんなに自己資本比率が高くても、法の要件に該当すれば公的資金の投入が受けられるという法律だということが明らかになりました。

法案第八号にこういふ条文があります。これは健全行の問題であります。合併により当該金融機関の自己資本の充実の状況が悪化したこと、これが公的資金投入の要件の一つになっております。合併により自己資本の充実の状況が悪化したこと、具体的にはどの程度自己資本比率が下がった場合を想定しているのでしょうか。
○保岡委員 それは合併する相手先の金融機関の経営状況等を反映して適切に決められるものでありつて、ケースによつて違ふと思ひます。
○木島委員 非常に要件があいまいであるという

ことが今答弁で明らかになりました。
例えば自己資本比率一五%の巨大銀行が、ある銀行を合併することによつて自己資本比率が一〇%に下がつたような場合も、場合によつては公的資金の投入になるということをも今の答弁は意味するわけであります。裁量行政の最たるものと言わざるを得ない、大変な法律だということだと思つたのです。

では、次の問題。公的資金投入の前提として、法案第三条第二項で、適切な資産の査定、適切な引き当て、有価証券の適切な査定が修正によつて明記されました。
そこで自由党さんにお聞きします。自由党は修正要求で、保有株式や債券や土地等の評価基準を時価評価することを求めていたと思ひます。しかし、修正案では「適切に」としか書かれておりません。時価評価とすることをあくまでも求めるのか、それとも自民党が当初言ひ続けてきたように、原価法と低価法どちらでもいい、選択制にするというのか、どういふお考えなんでしょうか。

○藤井(裕)委員 私どもは、今木島委員がおっしゃつたように、国際基準である時価であるのがご当然のことだと考えております。これから決められる話のようございませうけれども、私どもの立場では時価を主張したいと思ひます。
○木島委員 わかりました。

しかし、この法案にはその保証はないのですね。「適切に」としか書かれていない。それはだれが決めるのですか。
○保岡委員 資産の適切な評価等は、金融再生委員会が決めることになつて、金融監督庁等において、いろいろ基準が法令によつて定められておるとおり、あるいは、さらに今藤井提案者からも御説明があるとおあり、これからできるだけ理想的なものに、状況の変化を見ながら適切に措置されていくものと思ひます。

○木島委員 まことにおかしな法律なんですね。「適切に」としか書いてなくて、今答弁では、何か金融再生委員会が決めるか、あるいはそのもとで

金融監督庁が決めるかのごとき答弁であり、委任条文もないのです。まことにいいかげんな法案だと思えます。

では、自由党さんに改めて聞きますが、もし金融再生委員会でも、もう時価はだめだ、やはり選択制だ、原価法、低価法どっちでもいいんだというような決定がされたときには、改めて反対するのですか。

○藤井(裕)委員 国会の場を通して私どもの主張を強く政府・与党に申します。

○木島委員 大変重要な問題が、こういうあいまいなまま、本法案がきょうじゅうにも採決に付されるというの、私はそれ一点でも許せないのではないかと思えます。

そこで、もし原価法の選択を認めた場合、自民党の長年の主張ですから、また日本の金融機関の主張ですから、選択制によって原価法の選択を認めた場合、こういうことになるのです。自己資本比率〇%の金融機関というのは、実質的には原価法の選択を認めると債務超過状況になっているということの意味なのです。そういう場合がある、そういう銀行があるということを確認するのです。本法ではそういう金融機関にも公的資金の投入を認めるということになってしまおうと思うのですが、それは認めますか。

○村田(吉)委員 著しい過少資本行であつても、地域経済に大変必要な金融機関であつて、地域の皆さん方が一致して協力している、そういう金融機関に対しては支援をしていこうという考えに立っておりますが、再生法案と違ひますのは、申し上げますが、条文にも書いてありますように、「当該銀行がその財産をもつて債務を完済することのできない状況にあること等その存続が極めて困難であると認められる場合でなく」ということが六条に書いてありまして、存続可能な銀行であるということを示してあるわけでございます。

○木島委員 基本的には、地域経済にとって必要不可欠な場合は自己資本比率〇%の金融機関でも

公的資金の投入を認める、原価法の選択の場合は実質債務超過になっている場合でも認めるということをお認めになりました。

それで、今答弁の中にあつたように、確かに本法案第六条第三号には、債務を完済することができない状況、存続が極めて困難、引受株式の処分が著しく困難、そういう場合でないこと、そういう場合はとてもじゃないけれども救うわけにいかぬということでしょう。それが公的資金投入の要件になっていることは確かでありませぬ。しかし、実は同様な規定は、廃案となつた金融機能安定化法にも三条三項二号であつたわけですよ、「著しく悪化している金融機関等でない金融機関」と。これが、金融安定化法案の審議では、いわゆる健全な金融機関のみに十三兆円を投入する、そういう理屈の根拠となつたわけでありませぬ。

そういう要件、今答弁の中で触れられた六条三号によるこの要件、債務を完済することができないような状況にある金融機関、存続が極めて困難な金融機関は公的資金投入の対象から外すのだというこの要件と、同じ条文で隣にある、自己資本比率〇%で原価法の選択を認めてしまつて事実上債務超過状況にあるという銀行には公的資金投入を認めるということ、法律の中に自己矛盾、それ自体矛盾して而立しな要件が法律の中に並んでいるということの意味はせんか。

○村田(吉)委員 一律に取り扱ふことが適当でない場合もありますから、矛盾しないと考えております。

○木島委員 何か全然説得力ある答弁になつていない。まさにそのとおりです。この法律は、原価法で資産査定を認めてしまつて、自己資本比率〇%でもいいのだということ認めちゃうと矛盾するのですよ。そういう欠陥法だということを指摘しておきたいというふうに思ひます。

それで、次のテーマに移ります。今の質問でも、本法案が、あらゆる状況の金融機関に対して、破綻さえしていなければ公的資金

投入の対象になる、無限定だということが明らかになつたと思ひます。

次に、投入される公的資金の額についてお聞きします。

幾ら本法は公的資金を投入しようとしているのか。まず最初に、投入される公的資金の額の上限はどうなつておられるのか。さつき四区分をしまして、その四区分それぞれについて法律はどうなつておられるのか、天井を決めておられるのか、答弁願ひたい。

○保岡委員 天井は法律には決めておりませぬ。しかしながら、健全化計画をきちつと出させて、本当に法の趣旨に沿ふ必要な限度というものを金融再生委員会できちつと判断してこのファイナンスをするのであつて、無原則に幾らでもやれるよ、うな言ひ方は、法の趣旨をよく御理解されてないだけで、先ほどから勝手にいろいろな解釈をされておられるのでありますが、例えば金融再生委員会から金融監督庁に委任事項がないみたいなことも言われましたが、ちゃんと二十一一条に措置されております。よく見て御質問を願ひたいと思ひます。

○木島委員 私は、そういう委任がおかしいと言つておられるのですよ、そんな大事なことを委任するようなのはおかしい。

健全化計画でしつかり決めるんだと。しかし、健全化計画がいかにずさんでいかげんなものであるかは、既に金融安定化法、そしてそれに基づいて本年三月三十一日に大手二十一銀行に投入されたあのやり方を見れば明らかです。健全化計画なんというものは、全く実行もされなければ、適当な作文ではないのでしょいか。事実上、投入される公的資金が、金額が青天井である、無制限に法律上なつておられるということをお認めになつたと思ひます。

そこで、健全銀行についてお聞きします。法案第八号三三三には「合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないもの」という規定があります。正確に言ひませう。そういうものとし

て金融再生委員会が定めて公表する基準を設けることになつておられる。私、この法律を全部隅から隅まで読んでみて、辛うじて、投入される公的資金の天井を決めておられると思はれる条文はそこだけなのです。

そこで、「合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないもの」という法八条三三三は何でしようか、どのくらい上限と読み取れるのでしょうか、お答え願ひたい。

(石原委員長代理退席、委員長着席)

○保岡委員 それはケースによりませぬ、必要額は所定の手続の中で適正になるように担保される仕組みになつております。

○木島委員 本当に無限定だ。要するに、金融再生委員会が認めれば幾らでも金額はふやせるんだということをお認めになつたような答弁だと思ひます。これは大変な法案だと私は思はざるを得ませぬ。

それでは次に、第六条と第七条の要件についてお聞きいたします。

そこには、内外の金融市場において円滑な資金の調達をすることが極めて困難な状況に至ることが公的資金投入の要件になつております。資金の円滑な調達が得られるようになる、その程度にまで公的資金の投入を認めるということですね。そうすると、これは、今のよう日本の金融機関の状況はそうじゃないというの、これまでの審議でもジャパン・プレミアムがついておられることとで明らかですから、事実上無限定だということの意味しているのでしょうか。

○保岡委員 健全化計画の中にきちつと、円滑な金融の実施について、いろいろ配慮すべきこと、当該金融機関の守るべき、また対処すべき内容をできるだけ詳細に求めて、そうして金融再生委員会において資本増強の承認の条件とすることになつておられると思ひます。

○木島委員 時間の関係で、次の質問に移ります。

法第三条三号の施策の原則として、金融機関の再編を促進することあります。これまで公的資金投入の理由としては、最初は預金者保護でありました。そして、だんだん膨らんでいって、貸し渋り対策、借り手保護というのが加わってききました。また、金融システムの維持ということも加わってききました。それで、公然と金融機関の再編が公的資金投入の根拠として登場するのは本法案が初めてであります。その具体的内容はどのようなものか、簡潔に御答弁願いたい。

○保岡委員 これは、金融再生法によって預金者保護や破綻した関係の企業を守る、そういう目的のために成立を見たところでありますが、今度は、存続可能な金融機関が、システムリスク、金融再編という観点から、どうしても必要とされる資本状況について健全化計画の承認を条件とする形で対応して、今大変な状況にある金融危機、経済危機を国民、政府、みんなで一体となって乗り切る、そのための大事な施策だと認識してまいります。

○木島委員 大変だ大変だと叫んで、実際、自己資本比率が八%をはるかに超えているような健全銀行が中小金融機関をどんどんと吸収合併していく、そして肥え太る、その力によって国際競争に勝ち抜いて、そして国際的規模で今展開されている巨額な投機的な金融取引をやらせたい、そのために公的資金投入をするんだということが、この金融再編のための公的資金投入の本質だろう。私は、こんなところに、巨大銀行の体力増強を図るために公的資金を入れるなんというのは、本当に驚きまわまりない大企業支援法案だと言わざるを得ない、到底認めるわけにいかないということを示し添えて、次の質問に移ります。

民主党さんにお聞きしますが、修正案で附則第四条を削除しています。一方、法第十七条の政府保証は残されています。これはどういうことなんでしょうか。民主党さんが自民党に申し入れた、金融再生のためには二十兆円、金融早期健全化のためには三十兆円、計五十兆円の予算措置が必要

だという立場は、今もおとりになつていっているんじゃないか。

○池田(元)委員 お答えをいたします。

附則第四条は、金融再生勘定、金融機能早期健全化勘定の予算措置を、予算総則を書きかえるという当たり前の方法によらずに、金融機能早期健全化法の附則で措置するという条項です。つまり、この法律をもって政府が十兆円の保証をすることができるといふものであります。これは自由党初め野党があれだけ強く反対した金融機能安定化法の金融危機勘定をそっくり流用しようというものであることは明らかであります。

そしてついでに言いますと、自民党提出の附則四条の修正前、三党の修正案というものは、読み比べてみますと、再生法の条文を全く読み違えた部分だけ修正しているわけでありまして、まさにこの修正案の拙速さがあらわれているものと私は思います。

それはともかく、必要な予算については、予算総則を書きかえるという正しい方法で行うべきであるとは私と考えます。同様のこの規定が、実は金融再生法案の修正協議の中で自民党等から出てまいりました、これは金融安定化法の流用規定であるというところで、それは不採用といたしました。そういう経過もございますので、改めてここで申し上げたいと思っております。

○木島委員 最後に、民主党、平和・改革、自由の野党三党の皆さんにお聞きしたいと思います。

三党は、八月二十五日、金融再生法案の概要に関する合意の中で、第六「金融安定化特別措置法の廃止、金融安定化特別措置法は廃止し、預金保険機構が金融機関の自己資本充実のために出資することはない。」と明確に約束されました。また三党は、本年九月四日の衆議院本会議答弁におきまして、我が党の佐々木憲昭議員の質問に答えて、細かい言葉ははしりませんが、結論的には、長銀への公金投入はしない、そして十三兆円の公的資金の投入の根拠はなくなる、こう明言されました。

これまで、三党の一貫した立場は、破綻前の金融機関には公的資金は投入しないという立場だったのではなからうかと思っております。この立場と、本金融機関早期健全化法修正案との立場は矛盾し、両立しないと思っております。従来立場を変えたのはなぜか、簡潔で結構であります、それぞれの政党から御答弁願って、質問を終わります。

○池田(元)委員 長銀への公的資金の投入はしない、自己資本充実のための出資はしないという立場を変えたのかというお尋ねでございます。長銀への救済のための公的資金の投入はしないということは、九月四日の本会議で我が党の伊藤政調会長が明確に答弁しておりますので、この方針を貫いております。

そしてまた、自己資本充実のための出資はしない、こだけ取り上げるのはいかがなものかと思っておりますが、「金融安定化特別措置法は廃止し、自己資本の充実のために出資することはない」という文章が、我が党がつくりました三党派の法案概要にございまして、これは金融安定化措置法に基づき自己資本充実のための出資はしないという意味でございまして、誤解のないようにお願いいたします。

○坂口委員 先日、本会議においてお答えをしたとおりでございますが、何ら変わっておりません。長銀に對しまして、長銀がもし特別公的管理にいたしましたときには、それは株の買い上げでございますか、あるいは預金者保護に一時必要なことは当然でございます。しかし、それは長銀を救うものではないから、これは長銀に對する支援とは全く違うということを申し添えておきたいと思っております。

○藤井(裕)委員 お二人のお話と同じでございますが、私も、長銀を助けるというふうなことは全く今の時点においても考えておりません。また、十三兆の問題については、先ほど来の議論がありましたように、これは安定化法の衣がえとは考えておりません。前のは全く裁量的に行わ

れた、それに対して、基準というものを明確にしている違いがあるということを示し上げたいと思っております。

○木島委員 終わりますが、今の三党の答弁では納得できない。金融安定化法に三党とも反対した根本理由は、破綻前の銀行に公的資金は投入しない、そういう原則に立っていたからではないか。今回、その立場を変えられたのではないかと。変えられたについては説得的な説明がなかったという感想を申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○相沢委員 これにて木島君の質疑は終了いたしました。

次に、濱田健一君。

○濱田(健)委員 数点の御見解と確認をさせていただきます。原案の修正によって、経営健全化計画の発表とその履行状況の発表は義務化されることになりました。原案の第五条二項のただし書きと修正案四項最後のただし書きは、金融再生委員会の裁量で情報の非開示を許すものであるというふうな見解が多々出されてきたところでございます。これは外すべきだと考えているわけでございます。これは外すけれども、提案者、いかがでございますか。

○保岡委員 先生が今お話しのように、このたび、経営健全化計画の履行状況の発表も修正案では義務化いたしました。できるだけ情報開示をきちっと行って、そしてこの金融危機、金融改革を国民とともに乗り切っていくということ極めて重要なテーマだと思っております。

しかしながら、先生がおっしゃってられます。ただし書きでございますけれども、これは、健全化計画の中に具体的な取引先というものが記載してあったり、あるいは合併が予定されて、秘密裏に行われているものが書かれてあったり、そういうケースもあるわけでございます。そういう場合には、これを直ちに全部公表するということがなりません、これはまた当該金融機関に不当

○濱田(健)委員 これもきのうの質問で保岡委員にお聞きしたわけですが、虚偽報告については法的手当てをするにも極めて重要というふうな回答をされました。これは、銀行法二十六条のところに書いてある法的な規定で適用できるという解釈でよいのかどうか。その場合に、今回金融再生委員会ができるわけですので、ここに書いてある大蔵大臣というのは、大蔵大臣及び特命大臣というふうな読みかえる必要はないのか、これらはいかがでしょうか。

○保岡委員 虚偽報告の法的手当てについては、それが発見された場合に訂正を求める事項を加えたことと、それから二十四条に、虚偽の事実が健全化計画の中に書いてあったり、あるいは履行状況の報告にそれがあつたりした場合に罰則を科すことに新たに追加修正をいたしております。
なお、その読みかえについては、今濱田委員が言われたとおり、しかるべき読みかえをしなければならぬということに定めてあります。

○濱田(健)委員 有価証券等の評価方法について、低価、原価、時価の三つの方法で金融監督庁に届けさせ、その最も正しい評価は金融監督庁に任せるべきであるという趣旨でこの私は質問をいたしました。保岡委員は、コストがかかる、制度上、運用上いろいろ問題もある、ただ三つの評価は実質的に検査を行う監督当局にはよく把握できるところなので、運用に当たっては、きちっと当局が把握した実態に即した資本増強が行われるものと承知しているというふうにお答えいただきました。

これは、三つの評価方法で監督庁に届けさせ、資本注入の際には適切に取り扱われるものと解釈をしてよろしいでしょうか。

○保岡委員 資産評価のあり方あるいは有価証券の評価のあり方については、これはやはり時価法と低価法の選択制という商法での原則を今行っているところでごさいますけれども、将来、より適切な評価につながる時価法あるいは余裕のある自己資本等を備えさせるために低価法の制度を採用

するなど、今後理想的なものに近づけていくというところであつて、その三つを一挙に採用するという選択なのかどうか、ちよつと御質問の趣旨がよくわからないのですか。

ただ、いずれにしても、金融機関の具体的な財務状況というものは正確に把握され、また含み損なども有価証券報告書やいろいろな会計書類によつてきちつと外に開示されているところでござい

ます。
○濱田(健)委員 最後の質問です。
今夜、予算委員会が開かれる予定になつております。予算総則書きかえということでごさいます。再生勘定及び健全化勘定の政府保証枠、どういふ根拠で数字が出てくればいいのかどうか、出てくるべきなんだろうかというふうな話があちこちでされているようでごさいますけれども、その辺の御見解はいかがでしょうか。

○大野(功)委員 再生勘定、健全化勘定、それぞれの役割に際しまして必要な額を今予測し、このおつしやられますと予測したい面がありま

すけれども、必要と思われる額を思い切つて計上することにより金融、経済に安心のネットワークを構築することが一番大切である、このように思つております。
○濱田(健)委員 これで質問を終わりたいと思

います。
ありがとうございます。
○相沢委員長 これにて濱田君の質疑は終了いたしました。
次に、笹木竜三君。
○笹木委員 無所属の会の笹木竜三です。質問を

も、行政による資本の強制注入もあり得るとい

うことでも、今後理想的なものに近づけていくというところであつて、その三つを一挙に採用するとい

う選択なのかどうか、ちよつと御質問の趣旨がよくわからないのですか。

ただ、いずれにしても、金融機関の具体的な財務状況というものは正確に把握され、また含み損なども有価証券報告書やいろいろな会計書類によつてきちつと外に開示されているところでござい

ます。
○濱田(健)委員 最後の質問です。
今夜、予算委員会が開かれる予定になつております。予算総則書きかえということでごさいます。再生勘定及び健全化勘定の政府保証枠、どういふ根拠で数字が出てくればいいのかどうか、出てくるべきなんだろうかというふうな話があちこちでされているようでごさいますけれども、その辺の御見解はいかがでしょうか。

ポイント、三ポイントあるいはそれ以上に下がった数字になりますから、貸し渋りとかそういうことではとても対応できない状況になる、そういうことを前提に全体を組み立てているわけでごさいます。

○笹木委員 やはり申請を促すような措置が必要じゃないかというふうに思います。感情的には、

○岡田委員 基本的な同感であります。ただ、我々は、自己資本比率のいい、悪いにかかわらず厳しく検査をし、厳しく引き当てをしていく、こういう考え方であります。

○笹木委員 もう時間ですから終わりますけれども、行政による資本の強制注入もあり得るとい

うことでも、今後理想的なものに近づけていくというところであつて、その三つを一挙に採用するとい

う選択なのかどうか、ちよつと御質問の趣旨がよくわからないのですか。

も、必ずこの後で、今言った、時期を区切って責任を追及するということの必要性が出てくると思ひます。それと、検査体制の充実も、常駐も含めて必要だという考えを持っており、です。それから、濃淡をつけてやるべきだと考えております。質問を終わります。

○相沢委員長 これにて笹木君の質疑は終了いたしました。

これにて原案及び両修正案についての質疑は終了いたしました。

○相沢委員長 この際、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。官澤大蔵大臣。

○宮澤國務大臣 保岡與治君外三名提出の金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案につきましましては、政府としては異議はありません。

○相沢委員長 これより原案及び両修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。谷口隆義君。

○谷口委員 私は、自民党、平和・改革、自由党の三党派提出の金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案及びその修正案について、自由党を代表し、賛成の立場から討論をいたします。

景気、経済に大きな影響を与えているのは、生きている金融機関の抱える不良債権問題にほかなりません。我々自由党は、破綻金融機関については、預金者、借手、決済システムの維持に配慮した上で清算すべきである、それより重要なことは金融システムの安定化であること一貫して主張してきました唯一の党であります。破綻金融機関の処理方針に関する議論に一応の決着を見た以上、本来の重要課題である早期健全化に全力を挙げて取り組まなければなりません。

不良債権を引き当て、償却できない金融機関の体力のなき、収益性の低きはゆゆしき問題であり、ビッグバンも既に始動しております。大手十八行でさえ、トータルすれば実質債務超過ではないかとのうわさささえあります。金融システム不安は、銀行セクターの抱えるオーバーキャパシティ問題、銀行セクターの抱えるオーバークャパシティ問題、これを初めとする我が国の産業構造問題に直結しており、これが我が国金融機関に対する先行き不安の本質です。構造改革を断行しなければなりません。早期健全化は、個別金融機関の救済であつてはならず、我が国金融機関の合理化及び再編に資するものでなければ何の意味もありません。

以下、原案及び修正案に賛成をする理由を申し上げます。

第一に、本法案に基づく資本注入を初めとする早期健全化のための施策を講じる際、最も重要なことは、全金融機関が適切に資産を査定し、有価証券を評価し、引き当てを行うことであり、修正案では、これらの手続を明確に規定をし、義務規定いたしました。

第二に、これらの資産の査定等に虚偽があつては、破綻金融機関を救済することにつながりかねません。修正案では、虚偽記載に対し、業務停止命令を含む厳しい処分を科することができるとしております。

第三に、金融機関の自己資本比率区分によつて早期健全化のための施策、それに伴う経営健全化計画の内容が異なるのは当然であります。修正案では、各区分に対する要件を明確、具体的に書き分けております。

第四に、早期健全化のための施策として行う資本注入は融資・融通、つまりファイナンスであつて、必ず返済しなければなりません。修正案では、経営健全化計画において株式等の消却のための財源確保策を盛り込むこととしており、返済を担保する内容となっております。

第五に、資本注入を受けける金融機関の作成する経営健全化計画は必ず履行されなければなりません。

修正案では、経営健全化計画に虚偽があつた場合は訂正を求めるとし、同時に、経営健全化計画の履行を確保するため、業務改善命令、業務停止命令を含む厳しい処分を科することができるとしております。加えて、経営健全化計画及びその履行状況の虚偽報告に対して罰則を追加しております。

第六に、これら一連の健全性確保の施策に関する情報は開示されなければなりません。修正案では、情報の開示を努力規定から義務規定化しております。

この修正案は、我々自由党が目指す、事前指導型行政から事後チェック型行政への改革、フリー、フェア、オープンな社会の実現にはいまだ不十分ではありますが、原案のように、裁量行政の余地を多分に残し、資本注入のための方法論を羅列してあつた内容と比べれば、我々の考え方を取り入れており、一歩前進であると評価をし、賛成をいたします。

なお、民主党提出の修正案については、我々と考え方を異にするため、反対をいたします。

以上、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案及びその修正案に賛成する理由を申し述べ、討論を終わります。(拍手)

○相沢委員長 次に、海江田万里君。

○海江田委員 私は、民主党を代表して、民主党提出の金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案に対する修正案に賛成、自由民主党、平和・改革、自由党提出の金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案に対する修正案及び自由民主党提出の原案に反対する討論を行います。

自由民主党、平和・改革、自由党が提案する金融早期健全化法案は、水増しした不良債権の査定と有価証券の評価を許し、公的資金でずさんな経営状態にある金融機関の株式等を引き受け、経営者や株主の責任も申しわけ程度にしか問わず、公的資金による不良債権処理を中途半端に行うという極めてあまい、極めて無責任な金融不健全化法案です。

以下に三党派の問題点を述べます。

まず、あまいな資産査定と有価証券評価に原価法採用を継続する結果、表に出てくる不良債権の要処理額は、銀行経営の健全性を真に担保する水準よりはるかに低く見積もられるのであります。残りの不良債権は、銀行経営者の責任問題に発展しないよう、従来どおり先送り処理されることとなります。しかし、不良債権は処理しなければ時間の経過とともに増殖します。先送りの結果、不良債権は数年後にはまたふえてしまうことになるでしょう。不良債権は一括処理しなければ永遠になくなりません。三党派は、この肝心な事実を党利党略から目をつむつてしまつております。

提案者は、あるいは資産査定や引き当て基準は金融再生委員会が規則を定めて厳格に行うと強弁されるかもしれません。しかし、第二十一条はこの最も重要な金融再生委員会の権限を金融監督庁に委任してあります。権限の委任を受けた金融監督庁が信頼できるものであればまだ救いがありますが、これが金融業界との談合、大蔵省の圧力に弱み存在であることは、残念ながら周知の事実です。また、このような金融監督庁に、本来金融再生委員会が担うはずの金融監督行政の根幹の部分委任してしまうことは、昨日参議院で可決成立したばかりの金融再生法案が定める財金完全分離、金融行政の一元化にも逆行します。

公的資金を投入しなければ経営が立ち行かないということは、市場経済を原則とする我が国においては、多かれ少なかれ経営者と株主に経営不振の責任が存することは当然です。今日まで不良債権一括処理に手をこまねいてきた能力なき経営者たちに今後何かし取りをゆだねるというところは、金融健全化という重要事を成功させる気があるのか、疑わざるを得ません。

次に、肝心な不良債権処理を中途半端なままに済ませ、いや、それどころか公的資金で不良債権処理を行わせるといふ順番を間違えた公的

法案です。

以下に三党派の問題点を述べます。

まず、あまいな資産査定と有価証券評価に原価法採用を継続する結果、表に出てくる不良債権の要処理額は、銀行経営の健全性を真に担保する水準よりはるかに低く見積もられるのであります。残りの不良債権は、銀行経営者の責任問題に発展しないよう、従来どおり先送り処理されることとなります。しかし、不良債権は処理しなければ時間の経過とともに増殖します。先送りの結果、不良債権は数年後にはまたふえてしまうことになるでしょう。不良債権は一括処理しなければ永遠になくなりません。三党派は、この肝心な事実を党利党略から目をつむつてしまつております。

提案者は、あるいは資産査定や引き当て基準は金融再生委員会が規則を定めて厳格に行うと強弁されるかもしれません。しかし、第二十一条はこの最も重要な金融再生委員会の権限を金融監督庁に委任してあります。権限の委任を受けた金融監督庁が信頼できるものであればまだ救いがありますが、これが金融業界との談合、大蔵省の圧力に弱み存在であることは、残念ながら周知の事実です。また、このような金融監督庁に、本来金融再生委員会が担うはずの金融監督行政の根幹の部分委任してしまうことは、昨日参議院で可決成立したばかりの金融再生法案が定める財金完全分離、金融行政の一元化にも逆行します。

資金投入は、金融健全化勘定に預かる数十兆円規模の国民の財産を毀損するおそれが非常に高いと言えます。いかげんな資産査定で金融機関を水膨れに評価した上で金融健全化勘定が増資を引き受けるのですから、その引受価格は当然割高なものになります。

民主党案は、不良債権の早期処理を当てにならない金融監督庁や金融機関に任せず、分類債権ごとの基準引き当て率を定め、有価証券の評価方法に低価格をとることを義務づけるなど、厳格で明確なルールのもとで一気不良債権処理を完了させてしまおうというものです。もちろん、責任をとるべき経営者には退いていただきます。不良債権処理に係る損失を剰余金と準備金で埋め切れなければ、その相当額を減資して株主の責任を問います。その結果、過少資本状態になった銀行に対して、金融再生委員会の判断に基づき、必要な水準まで公的資金による株式引き受けを行うことを可能にしております。不良債権の処理を済ませせて、実力どおりの株価で早期健全化勘定は増資を引き受けるわけです。実際に国民負担が生ずる可能性は、三党案に比べて格段に低いと考えられます。

要するに、三党案は、昨日廃止を決めたばかりの金融機能安定化特別措置法の焼き直しであり、日本の金融システムは何も変わりません。株価も目先の反発にとどまるでしょう。無意味な財政赤字の拡大によって、日本国債の格下げも一段階にはとどまらないかもしれません。不良債権の処理が完了しないのだから、貸し渋りも永遠に続きます。

民主党案は、昨日成立した金融再生法案の原則の通り、日本の金融システムを改革するものです。不良債権の処理に一気に目途をつけることから、貸し渋りはおさまり、景気全体によい影響を与えます。

最後に、国民生活に密接にかかわり、国の将来を大きく左右するこのような重要法案を、十分な審議も行わず、我が国金融システムの深い病巣に

対する認識と、それを解決するための緊迫感も政治的意図も持たない政府と一部の政党に警鐘を打ち鳴らして、私の討論を終わります。(拍手)

○相沢委員長 次に、春名眞章君。
○春名委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました金融機能の早期健全化のための緊急措置法案及びそれに対する二修正案のいずれにも反対の討論を行います。

まず初めに、本法案は、さきに強行成立させた金融再生法案と同様、十分な審議も行わずに短時間で採決しようとしていることに対し、厳しく抗議するものです。

本法案に反対する第一の理由は、今までの十三兆円枠の資本注入の仕組みを、破綻前のすべての銀行に拡大したことであり、
これまで資本注入の対象を健全銀行に限定していた仕組みを、その枠組みを外し、自己資本比率の段階に応じて、健全であろうと破綻直前であろうと、金融機関であれば一定の要件に合致するすべての銀行に適用することにしたのであります。これでは、廃止した十三兆円のスキームの復活、拡大強化と言わなければなりません。

第二に、注ぎ込む公的資金の額が天井知らずになるからであります。
金融再生勘定と合わせて十兆円とされていた当初案の公的資金の規模を、本日後提出される第二次補正予算案では、本法案に基づく早期健全化勘定に二十五兆円、金融再生勘定に十八兆円と政府保証をよやすことが予定されております。合わせて四倍以上の四十三兆円であり、これに従来からある特例業務勘定十七兆円を合わせると、実に六十兆円という空前の規模となるのであります。

これは今年度の国の税収を上回る規模であります。しかも、投入された資金が返ってくる保証もありません。

第三に、本法案でも貸し渋りの解消に保証がないことであり、
本法案では、資本注入の申請をした金融機関が提出する経営健全化計画の中に、資金の貸付けそ

の他信用供与の円滑化のための方策」を明記しました。しかし、十三兆円のスキームでも、危機管理審査委員会に提出する健全化確保計画に金融の円滑化という項目があったにもかかわらず、貸し渋りや資金回収は直らないばかりか一層ひどい状況に陥っており、政府でさえ役立たなかつたことを認めているではありませんか。銀行に対する監視と指導こそ徹底すべきであります。

第四に、今回の資本増強策が、金融ビッグプランのもとで弱小銀行を整理、淘汰し、巨大銀行中心の金融再編を促進するからであります。
法案では、早期健全化のための原則の一つに「金融機関等の再編を促進すること」を明記しました。その上で、健全な銀行同士が合併する場合でも資本注入を可能としております。国際的な金融機関の再編が進められている中で、それに対応する巨大銀行同士が合併する場合にも資本注入を認め、国民の税金で巨大銀行をさらに太らせる金融再編を推し進めるものであります。

政府は、これまで金融機関への公的資金の投入の論拠としていたのは、第一に預金者保護であり、さらに借り手保護や金融システムの維持が加えられてきました。本法案で新たに加えられた論拠は、まさに巨大銀行の一層の体力増強を図る露骨な大銀行支援であると言わざるを得ません。

なお、自民党外二党共同提出の修正案は、手直しされたとはいえ、基本的には原案と変わるものではなく、賛成できません。また、民主党修正案は、公的資金投入の点では三党修正案と本質的に違うものではなく、認めるわけにはまいりません。

こうした資本増強スキームの撤回を求め、銀行に自己責任、自己負担原則をあくまで貫くべきであることを主張し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○相沢委員長 これにて討論は結局いたしました。
○相沢委員長 これより採決に入ります。

保岡與治君外三名提出、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案について採決いたします。
まず、中野寛成君外二名提出の修正案について採決いたします。
本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○相沢委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。
次に、保岡與治君外七名提出の修正案について採決いたします。
本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○相沢委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。
次に、ただいま可決された修正部分を除いて原案について採決いたします。

〔賛成者起立〕
○相沢委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。
お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○相沢委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕
○相沢委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午前十一時五十八分散会

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案に対する修正案中野寛成君外二名提出

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案の一部を次のように修正する。
目次中「第二十条」を「第二十五条」に、「第二十一条・第二十二條」を「第二十六條・第二十七條」に改める。

第一条中「金融機関等の資本の増強」を「適正な資産の査定及び会計処理による金融機関等の経営の健全化を促進し、かつ、金融機関等の再編に資するための金融機関等の資本の増強等」に改める。

第二条第一項第一号中「預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項に規定する金融機関(以下「金融機関」という。))」を「銀行(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行及び長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に規定する長期信用銀行をいう。以下同じ。))」に改め、同項第五号中「預金保険法」の下に「(昭和四十六年法律第三十四号)」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 この法律において「金融機関」とは、預金保険法第二条第一項に規定する金融機関をいう。
第二条第三項中「株式」の下に「優先出資協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資をいう。以下同じ。))」を加える。
第二条に次の三項を加える。

8 この法律において「自己資本比率」とは、銀行法第十四条の二(信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六條第一項又は労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条第一項において準用する場合を含む。)、農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十六條ノ二、農業協同組合法第十一條の二第一項又は水産業協同組合法第十一條の五第一項に規定する基準(以下「自己資本比率基準」という。))に係る算式により得られる比率をいう。

9 この法律において「過少資本の金融機関等」とは、海外拠点(外国に所在する支店若しくは事

務所又は銀行業(銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。))を営む外国の会社(金融機関等が発行済株式(議決権のあるものに限る。))の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式(議決権のあるものに限る。))又は持分を所有しているものに限る。であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員(持分もをいう。以下同じ。))を有する金融機関等にあつては国際統一基準(自己資本比率基準のうち海外拠点を有する金融機関等に係るものをいう。以下同じ。))に係る自己資本比率が二パーセント以上八パーセント未満、海外拠点を有しない金融機関等にあつては国内基準(自己資本比率基準のうち海外拠点を有しない金融機関等に係るものをいう。以下同じ。))に係る自己資本比率が一パーセント以上四パーセント未満の金融機関等をいう。

10 この法律において「著しい過少資本の金融機関等」とは、海外拠点を有する金融機関等にあつては国際統一基準に係る自己資本比率が零パーセント以上二パーセント未満、海外拠点を有しない金融機関等にあつては国内基準に係る自己資本比率が零パーセント以上一パーセント未満の金融機関等をいう。
第三条第六号中「情報等」を「金融機関等に資産の査定及び会計処理の基準を遵守させるとともに経営情報等」に、「開示に努める」を「開示を行う」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「命令をいう。以下同じ。))」を加え、同号を同条第六号とし、同条第四号中「社会経済的な」を削り、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「並びに経営責任及び株式責任の明確化」を削り、同号の次に次の一号を加える。

三 金融機関等の経営責任及び株主責任の明確化を図ること。
第四条第二項中「労働金庫又は」を削り、「第六項」を「第五項」に、「第七條」を「第六條」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項を、前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同

条第五項とし、同条第七項中「金融機関等が信用協同組合である場合にあつては金融再生委員会及び当該信用協同組合の監督に係る都道府県知事と」を削り、「労働金庫又は」を削り、同項を同条第六項とする。

第五条第一項中「定められたの下に」を「当該申請後五年間の」を加え、同項第一号中「経営」を「店舗、人員、事業等の整理及び給与水準の是正等の経営」に改め、同項に次の一号を加える。

六 機構が保育する優先株式(利益の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有する株式をいう。以下同じ。))に対する利益の配当を確保するための方策
第五条第二項ただし書中「信用秩序を損なうおそれのある事項」を削り、「その他の」の下に「健全な」を加え、「及び当該発行金融機関等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項」を削り、同条第三項中「金融機関等」の下に「(以下「被引受け実施金融機関等」という。))」を加え、「第一項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる」を「第一項の規定により提出を受けた計画の履行状況に関する報告書の提出を求め、これを公表しなければならない」に、「当該報告を公表するときは」を「当該報告書の公表については」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項の規定により経営の健全化のための計画を提出するときは又は前項の規定により報告書を提出するときは、当該発行金融機関等の関連会社(当該発行金融機関等が役員(派遣等)により実質的な支配を及ぼしているものとして金融再生委員会規則で定める要件に該当する会社をいう。))を連結して作成した財務諸表を添付しなければならない。
第六条及び第七條を次のように改める。

(株式等の引受け等の要件)
第六条 金融再生委員会は、早期是正措置を講ずることにより、多数の金融機関等の国際業務が廃止されることに伴い国際金融市場において重

大な障害が生ずると認める場合又は多数の金融機関等の業務の全部の廃止又は解散が行われることに伴い我が国の経済活動に重大な障害が生ずると認める場合であつて、第四条第二項の規定による発行金融機関等(銀行持株会社等を除く。以下この条において同じ。))からの株式等の引受け等に係る申請が次に掲げる要件のすべてに該当するときは、当該申請に係る同条第三項の承認をすることができる。

一 当該発行金融機関等が過少資本の金融機関等であること又は当該発行金融機関等が著しい過少資本の金融機関等であるときはその業務の収益性及び前条第一項に規定する経営の健全化のための計画の履行による収益の改善の可能性に照らし金融機関等としてその経営を維持することができると見込まれること。
二 代表権を有する取締役又は代表権を有する取締役であつた者の取締役等の退任その他の経営責任を明確にするための措置をとること。

三 当該申請が株式の引受けに係るものであるときは当該株式の発行に先立つて資本の減少を行うこと等既に発行されている株式の一株当たりの価値の適正化を行うための措置をとること。
四 前条第一項に規定する経営の健全化のための計画が金融再生委員会が定めて公表する基準に適合していること。
五 当該申請に係る株式等の引受け等により当該発行金融機関等の自己資本比率が次に掲げる区分に応じそれぞれ定める比率を超えることとならないこと。
イ 海外拠点を有する金融機関等にあつては、国際統一基準に係る自己資本比率
ロ 海外拠点を有しない金融機関等にあつては、国内基準に係る自己資本比率 四パーセント
六 第四条第二項の規定による発行金融機関等

からの申請に係る株式等の引受け等が劣後特約付社債又は劣後特約付金銭消費貸借を含むものであるときは、当該劣後特約付社債若しくは劣後特約付金銭消費貸借の額又はその合計額が、主務省令で定めるところにより算定した株式又は優先出資の引受けに係る額を超えることとならないこと。

2 金融再生委員会は、資本の増強に係る早期是正措置を講じた過少資本の金融機関等について、適正な債権の償却のため必要があると認められる場合は、第四条第二項の申請に係る株式等の引受け等の額を超えて前項の規定による同条第三項の承認をすることができ、

(新株発行の届出)

第七条 第四条第三項の承認に係る発行金融機関等である銀行は、当該承認に係る株式等の引受け等が行われた後、株式を発行する場合においては、金融再生委員会規則で定めるところにより、金融再生委員会に届け出なければならない。

第八条第四号中「第六号第五号イからハまでに」を「次に」に改め、同号に次のように加える。

イ 経営の合理化のための方策

ロ 経営責任の明確化のための方策

ハ 株主責任の明確化のための方策

第九条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定により資本の減少を条件とする」を「第六条の規定により」に改め、「おいては、当該資本の減少について」を「おいて、資本の減少を行うときは」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項の規定により資本の減少の実施を条件とする」を「第六条の規定により」に、「場合であつて」を「場合において行う資本の減少が」に改め、同項を同条第二項とする。

第十六条第一項中「政令で定める」を「国会の議決を経た」に改める。

第二十二條を第二十七條とし、第二十一條中「第四条第七項」を「第四条第六項」に改め、同条を第二十六條とする。

第二十条第二項中「第五項まで」の下に、「第六條第一項第六号及び第二十二條」を加え、同条を第四條中第二十五條とし、第十九條を第二十四條とし、第四條中同条の前に次の五條を加える。

(役員解任命令)

第十九條 金融再生委員会は、被引受け実施金融機関等に対し、第五條第一項に規定する経営の健全化のための計画が履行されていないと認めるとき又は機構が保有する優先株式に對する利益の配当を確保することが困難であると認めるときは、当該被引受け実施金融機関等の取締役（銀行以外の金融機関等にあつては、理事長、副理事長又は理事）の解任を命ずることができ、

(資産の売却命令)

第二十條 金融再生委員会は、被引受け実施金融機関等の経営の健全性の確保のため必要があると認めるときは、回収不能となる危険性のある資産を機構に売却するよう命ずることができ、

2 前項の規定により資産の売却の命令が行われたときは、金融機能の再生のための緊急措置に關する法律（平成十年法律第 号。以下「金融機能再生緊急措置法」という。）第五十三條第二項第一号の資産の買取りの申込みとみなし、金融機能再生緊急措置法の規定を適用する。この場合において、金融機能再生緊急措置法第五十五條第三項の規定は、適用しない。

(株式等の引受け等の申請義務)

第二十一條 資本の増強に係る早期是正措置が講じられた金融機関等は、当該早期是正措置が講じられた後二月以内に必要なる資本の増強を行わないときは、第四條第二項の申込みを行うとともに、同項の規定による申請を行わなければならない。

(自己資本比率の算定に係る有価証券の評価)

第二十二條 発行金融機関等の第四條第二項の申請に係る自己資本比率の算定においては、その保有する有価証券（満期まで保有するものを除く。）の評価は、主務省令で定めるところによる。

り、その取得価額と時価のいずれか低い価額により行うものとする。

(著しい過少資本の金融機関等の特別公的管理等)

第二十三條 金融再生委員会は、著しい過少資本の金融機関等が、その業務の収益性等に照らし、その経営を維持することができないと認められる場合であつて、金融機能再生緊急措置法第八條第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該著しい過少資本の金融機関等に対し、同項に規定する金融整理管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分（次項において「管理を命ずる処分」という。）をすることができ、

2 前項の規定により管理を命ずる処分が行われたときは、当該著しい過少資本の金融機関等を金融機能再生緊急措置法第二條第五項の被管理金融機関とみなして、金融機能再生緊急措置法を適用する。

3 金融再生委員会は、著しい過少資本の金融機関等である銀行が、その業務の収益性等に照らし、その経営を維持することができないと認められる場合であつて、金融機能再生緊急措置法第三十六條第一項各号に掲げる要件のすべてに該当すると認めるときは、当該著しい過少資本の金融機関等である銀行につき、同項に規定する特別公的管理の開始の決定（次項において「特別公的管理開始決定」という。）をすることができ、

4 前項の規定により特別公的管理開始決定が行われたときは、当該著しい過少資本の金融機関等である銀行を金融機能再生緊急措置法第二條第八項の特別公的管理銀行とみなして、金融機能再生緊急措置法を適用する。

附則第三條中「第二條第二項及び第七項を」第二條第一項、第七項及び第八項に、「同條第二項」を「同條第一項」に、「と」を「と」と、同條第八項中「第十一條の二第一項」とあるのは「第十一條の二」と、「第十一條の五第一項」とあるのは「第十一

條の五」とする」に改める。

附則第四條及び附則第五條を削り、附則第六條を附則第四條とし、同條の次に次の一條を加える。

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正)

第五條 金融機能の再生のための緊急措置に關する法律の一部を次のように改正する。

第六條に次の二項を加える。

3 前項の基準においては、債権その他の資産を次に掲げるところにより区分するものとする。

一 次号から第四号までに掲げる資産以外の資産

二 その回収について通常の度合を超える危険を含むと認められる債権等の資産

イ その回収に十分な注意を必要とする債権等の資産で、ロに掲げるもの以外のもの

ロ 債務者の財務状況、担保の状況等に照らし、その回収が十分に確保されていない債権等の資産

最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、損失の発生の可能性が高く、その損失額について合理的な推計が困難な資産

四 回収不能又は無価値と判定される資産

4 前項の規定により区分された資産に係る適正な引当の割合は、次に掲げるところを基準として金融再生委員会規則で定める。

- 一 前項第二号イに掲げる資産 十パーセント
 - 二 前項第二号ロに掲げる資産 二十パーセント
 - 三 前項第三号に掲げる資産 七十五パーセント
 - 四 前項第四号に掲げる資産 百パーセント
- 金融機能の早期健全化のための緊急措置に關する法律案に対する修正案（保岡興治君外七名提

出

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案の一部を次のように修正する。

目次中「第十九条・第二十条」を「第十九条―第二十二條」に、「第二十一條・第二十二條」を「第二十三條・第二十四條」に改める。

第一条中「かんがみ」の下に「金融機関等の不良債権の処理を速やかに進めるとともに」を加える。

第二条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「自己資本の充実の状況に係る区分」とは、銀行法第十四条の二その他これに類する他の法令の規定に規定する基準を勘案して金融再生委員会規則で定める次に掲げる区分をいう。

- 一 健全な自己資本の状況にある旨の区分
- 二 過少資本の状況にある旨の区分
- 三 著しい過少資本の状況にある旨の区分
- 四 特に著しい過少資本の状況にある旨の区分
- 五 第三条の見出し中「原則」を「原則等」に改め、同条第五号中「命令をいう」の下に「以下同じ」を加え、同条第六号中「をいう」を「をいう」に改め、同条に次の二項を加える。

2 金融機関等は、金融再生委員会がこの法律に基づいて施策を講ずる前提として、次に掲げる措置を行うことにより財務内容等の健全性を確保するものとする。

一 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第 号。以下「金融機能再生緊急措置法」という。）第六條第二項に規定する基準に従い金融再生委員会が当該金融機関等が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあっては金融再生委員会及び労働大臣とし、当該金融機関等が農水産業協同組合連合会等（第二條第一項第二号から第四号までに掲げるものをいう。以下同じ。）である場合にあっては金融再生委員会及び農林水産大臣とする。

臣とする。以下この項において同じ。が定めるところにより、適切に資産の査定を行うこと。

二 金融再生委員会が金融機関等の有する債権の貸倒れ等の実態を踏まえて定めるところにより、前号に規定する資産の査定の結果に基づき、適切に引当て等を行うこと。

三 金融再生委員会が定めるところにより、その保有する有価証券その他の資産を適切に評価すること。

3 金融再生委員会が当該金融機関等が信用協同組合（一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする信用協同組合に限る。次条第四項及び第七項において同じ。）である場合にあっては当該信用協同組合の監督に係る都道府県知事とし、当該金融機関等が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあっては金融再生委員会及び労働大臣とし、当該金融機関等が一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農水産業協同組合連合会等である場合にあっては当該農水産業協同組合連合会等の監督に係る都道府県知事とし、当該金融機関等がその他の農水産業協同組合連合会等である場合にあっては金融再生委員会及び農林水産大臣とする。第二十条において同じ。）は、銀行法その他これに類する法令の定めるところにより、特に著しい過少資本の状況にある旨の区分に該当する金融機関等に対して、当該金融機関等が自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業等の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することを命ずるものとする。

第四条第二項中「第二條第一項第二号から第四号までに掲げるもの（以下「農水産業協同組合連合会等」という。）を、農水産業協同組合連合会等に」とし、「及び第三項を、第三項及び第四項」に改め、同条第四項中「一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする信用協同組合に限る。第七項において同じ。」を削る。

第五条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一項を加える。

次に次の一号を加える。

五 株式等の発行等に係る株式等及び借入金につき利益をもつてする消却、払戻し、償還又は返済に対応することができずる財源を確保するための方策

第五条第三項中「ことができない」を「ものとする」に、「前項ただし書」を「第二項ただし書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 金融再生委員会は、第一項の規定により提出を受けた計画に虚偽の事実が含まれていることを発見したときは、当該計画を提出した発行金融機関等に対し、その訂正を求めるとする。

第六条第四号中「の自己資本の充実の状況に係る区分が著しい過少資本の状況にあるものとして金融再生委員会規則で定める区分」を「著しい過少資本の状況にある旨の区分又は特に著しい過少資本の状況にある旨の区分のいずれか」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 当該銀行が特に著しい過少資本の状況にある旨の区分に該当するときは、当該銀行の存続が地域経済にとって必要不可欠である場合その他特に必要と認められる場合であること。

第六条に次の一項を加える。

2 前項第六号に規定する基準は、次条第二項第三号に掲げる内容を含むものでなければならぬ。

七条第三号中「として金融再生委員会規則で定める区分」を削り、「前条第五号イからニまでに」とし、「次に」に改め、同号に次のように加える。

- イ 経営の合理化のための方策
 - ロ 経営責任の明確化のための方策
 - ハ 株主責任の明確化のための方策
 - ニ 資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策
- 七条に次の二号を加える。

四 当該発行金融機関等が特に著しい過少資本の状況にある旨の区分に該当するときは、当該発行金融機関等の存続が地域経済にとって必要不可欠である場合その他特に必要と認められる場合であること。

五 当該発行金融機関等が健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当するときは、次に掲げるいずれかの場合であること。

イ 当該発行金融機関等が、経営の状況が悪化している金融機関等との合併、経営の状況が悪化している金融機関等からの営業若しくは事業の譲受け又は経営の状況が悪化している金融機関等の株式の取得、当該金融機関等を子会社とするものに限る。）を行うものであって、当該合併、営業若しくは事業の譲受け又は株式の取得の円滑な実施のため、協定銀行による株式等の引受け等が不可欠である場合

ロ 急激かつ大幅な信用供与の収縮が相次いで生じており、又は相次いで生ずるおそれがある状況であり、かつ、これらの状況を改善し、又は回避するために協定銀行による株式等の引受け等が不可欠である場合その他特にやむを得ない事由がある場合

七条に次の一項を加える。

2 前項第三号に規定する基準は、次に掲げる内容を含むものでなければならない。

一 健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当する発行金融機関等が行うべき事項は、次に掲げる事項とする。

イ 役員数及び経費の抑制等により経営の合理化を行うこと。

ロ 利益の流出を抑制すること。

二 過少資本の状況にある旨の区分に該当する発行金融機関等が行うべき事項は、次に掲げる事項とする。

イ 職員数及び経費の抑制等により経営の合理化を行うこと。

ロ 役員数の削減等の経営体制の刷新を行う

こと。

ハ 配当及び役員に対する賞与の支給等を抑制すること。

ニ 株式等の引受け等により既に発行されている株式に係る株主を不当に利することとなる場合においては、資本の減少等により株式の一株当たりの価値の適正化を行うこと。

ホ 早期是正措置を確実に履行すること。

三 著しい過少資本の状況にある旨の区分又は特に著しい過少資本の状況にある旨の区分のいずれかに該当する発行金融機関等が行うべき事項は、次に掲げる事項とする。

イ 代表権のある役員の退任、給与体系の見直し並びに役員数及び支店等の削減、海外営業拠点の廃止等による組織及び業務の見直しを原則としてすべて実行すること等により経営の抜本的な改革を行うこと。

ロ 配当及び役員に対する賞与の支給等を停止すること。

ハ 発行金融機関等の役員等の職務上の責任を明確にするための措置を効果的に遂行するために必要な体制の整備を行うこと。

ニ 株式等の引受け等により既に発行されている株式に係る株主を不当に利することとなる場合においては、資本の減少等により株式の一株当たりの価値の適正化を行うこと。

ホ 早期是正措置を確実に履行すること。

第八号第四号中「第六号第五号」を「前条第一項第三号」に改める。

第二十二号第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項に規定する計画であつて虚偽の事実を含むものを提出した者

二 第五条第四項又は第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十二号を第二十四号とする。

第二十一号中「第十号第三項」を「第十号第三項」に改め、同条を第二十三号とする。

第二十二号第二項中「第二号第三項から第五項」を「第二号第四項から第六項」に改め、第四章中同条を第二十二号とする。

第十九号の次に次の二条を加える。

(経営健全化計画の履行を確保するための措置等)

第二十条 金融再生委員会は、金融機関等が第三号第二項各号の規定に違反して資産の査定等を行った場合には、銀行法その他これに類する法令の定めるところにより、業務の一部の停止その他の監督上必要な措置を命ずることができ

2 金融再生委員会は、協定銀行が取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又はその返済を受けるまでの間、当該取得株式等又は取得貸付債権に係る金融機関等に対し、第五号第一項の規定により提出を受けた計画の履行を確保するため、銀行法その他これに類する法令の定めるところにより、業務の一部の停止その他の監督上必要な措置を命ずることができ

(権限の委任)

第二十一号 金融再生委員会は、第三号第二項及び第三号並びに前条の規定による権限(金融再生委員会規則で定めるものを除く)を金融監督庁長官に委任する。

附則第三号中「及び第七項」を「及び第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

附則第四号中「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第 号。以下

「金融機能再生緊急措置法」という。)」を「金融機能再生緊急措置法」に改める。

平成十年十月十九日印刷

平成十年十月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K